

1. 開 会

三番瀬再生推進室長 　　ただいまから第 11 回「三番瀬再生会議」を開催いたします。

本日は、矢内委員、中田委員、村木委員から、所用のため欠席との連絡がございました。その他の委員につきましては、多少遅れるとの連絡でございます。

現在、委員 21 名中 15 名の出席をいただいております。設置要綱第 6 条第 5 項で定める会議の開催に必要な委員の過半数 11 名を充足しております。

配付資料の確認をさせていただきます。

まず、表紙が「第 11 回三番瀬再生会議 次第」となっている資料と、資料 No 2 - 1 「千葉県三番瀬再生計画（事業計画）(素案)」でございます。

「次第」のほうですが、

- 資料 No 1 　　第 9 回から第 10 回までの三番瀬再生会議結果
- 資料 No 2 - 2 各事業の取組（案）
- 資料 No 2 - 3 円卓会議から提言された具体的施策等に対する
第 1 次事業期間における対応（案）
- 資料 No 2 - 4 平成 18 年度三番瀬海生生物現況調査（底生生物及び海域環境）
について
- 資料 No 3 - 1 平成 18 年度三番瀬再生事業関連予算
- 資料 No 3 - 2 「三番瀬評価委員会」運営要領（案）
- 資料 No 3 - 3 「三番瀬環境学習施設等検討委員会」の開催について
- 資料 No 3 - 4 三番瀬ライブカメラの設置について
- 資料 No 3 - 5 新浜湖における微細気泡実験結果

でございます。

よろしいでしょうか。

2. 換 拶

三番瀬再生推進室長 　　それでは、議事に入る前に、大槻副知事から一言ご挨拶申し上げます。

大槻副知事 　　皆さん、こんばんは。間もなく 4 月でございます。年度末の大変お忙しいところを委員の皆さんにはご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

きょうの議題につきましては、お手元の資料にございますように、三番瀬の再生計画、いわゆる事業計画の諮問をさせていただきたいと存じております。これまでは計画の中の基本計画についてご審議いただきましたが、これを踏まえた事業計画の段階へいよいよたどり着いております。

なお、その事業計画のうち大変緊急を要しておりました市川市の塩浜護岸の改修事業に関わる事業計画につきましては、先行してご審議いただいたところでございます。きょう諮問申し上げます全体の事業計画につきましては、昨年 9 月の第 7 回再生会議以来、策定の進め方に関わる全体的な議論、さらに記述すべき内容などの意見をいただきまして、また前回の 1 月の会議で第 1 次の事業期間、概ね 5 年を頭に置いておりますが、この期間で

取り組む主な事業について報告し、ご議論いただいたところでございます。

県では、皆様のこれまでの議論を踏まえて、さらには先の円卓会議案で提言いただきました事業など個別の事業を整理を行い、関係機関 市とかいろいろ関係がございますがとの調整を行いまして、今回はまとめりましたものを第1次事業期間で具体的に取り組みを開始するという意味合いで、合計35の事業を整理してございます。

今後、関係機関との調整、事業の進捗状況によりましては、さらにこの内容の更新とか事業を新たに追加するということも考えております。

本日は、この事業計画の全般について説明申し上げますので、ご審議のほどをよろしくお願ひしたいと思っております。

なお、三番瀬の評価委員会、ちょうど1年近く前ですが、昨年4月27日の第4回再生会議で運営要領案を説明したところですが、一部この内容について修正いたしまして、本日、再度報告いたしますので、ご意見をちょうだいしたいと思っております。そのご意見を踏まえまして、所要の経路を経て、年度明けの早い時期にこの評価委員会の設立にこぎつけたいと考えております。

また、三番瀬の環境学習施設などの検討委員会、これも資料が入っておりますが、3月30日、間もなくですが、第1回を開催する予定でございます。この開催につきましても後ほど設置要綱案を説明、ご報告申し上げますので、ご意見をちょうだいしたいと考えております。

本日は8時半までですが、大変皆さんお疲れのところではございますが、よろしくご審議、ご検討をお願い申し上げます。

三番瀬再生推進室長 これから会議に入りますが、会議の進行は大西会長によりしくお願ひいたします。

3. 議 事

大西会長 皆さん、ご苦労さまです。第11回の再生会議を始めます。

はじめに会議開催結果の確認を担当していただく方を決めたいと思ひます。

今回は、順番で清野委員と大野委員にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

本日の主な議題は、第9回から第10回再生会議までの会議結果について確認をする。2番目に、「三番瀬再生計画について」ということで、三番瀬再生計画(事業計画)(素案)の諮問を受ける。3番目に、報告事項の5項目のうち、特に新浜湖における微細気泡実験結果については、前に円卓会議で活躍された磯部先生が、昨年夏に行徳湿地で行った青潮対策の実験結果を後で報告してくれることになっております。そして、4番がその他ということであります。

それでは「次第」に沿って進めていきます。

(1) 第9回から第10回までの再生会議の結果について

大西会長 はじめに、9回、10回の結果について。これは、今までは1回からずっと溜めて

きたのですが、大分分厚くなってきたので、最近2回分を確認する、あとのものについては、ホームページに載っておりますし、古い資料を引っ張り出していただければそこにあるということで、ご確認いただきたいと思います。

では、お願いします。

三番瀬再生推進室長 議題1の第9回及び第10回の再生会議結果ですが、第9回は先日報告が終わっておりますので、第10回目、会議次第の資料No1の2ページをお開き願います。1月20日に開催された第10回再生会議結果でございます。

まず、県から市川市塩浜護岸改修事業に係る事業計画を確定した旨、報告した。また、三番瀬再生計画（事業計画）の策定の進め方（案）を説明し、ご議論いただき、その概要は以下のとおりでございます。

1 第1回から第9回の再生会議の結果について、資料に基づき確認した。それから、先ほど会長さんから言われましたが、会議資料の簡素化を図るために、次回（今回です）以降、直近2回分を資料配布することとなったということでございます。

2 三番瀬再生計画についてですが、主な意見として、

- ・パブリックコメントについては三番瀬再生会議として内容を把握した上で意見を述べるができるように実施期間等を再検討されたい。
- ・円卓会議から三番瀬の再生を実現するための第一歩として提案した具体的施策（三番瀬再生計画案P161～162）について、県の検討状況を説明されたい。
- ・三番瀬の変化とその因果関係を踏まえて、三番瀬の自然再生に不可欠な事業は調整に時間を要するものであっても第1次事業計画に位置づける必要がある。

という意見でございました。

報告事項について、資料に基づき報告いたしました。

会長さんのまとめですが、

- ・事業計画全体が見えにくいので、円卓会議から提案したアクションプランと県が第1次事業計画に位置づけようとしている事業との関係、取捨選択の理由を整理した上で、次回（今回）会議で事業計画の枠組みを改めて議論する。
- ・第1次事業計画期間で取り組みを予定している22の事業のうち、事業計画（案）として具体的に提示できるものは手続を進めてもよい。
- ・三番瀬に関連する漁業者団体、自治体あるいは県議会で構成される各種会議についても三番瀬の再生に重要な関わりがあるので、これからの会議での議論の経過につき、三番瀬再生会議への的確な情報提供をお願いする。

ということでございました。

最後に、県からの報告事項として、次回の再生会議は本日3月28日ということでございます。

以上でございます。

大西会長 ありがとうございました。

今の、特に10回の会議の会議結果について、何か疑問がある方はお願いいたします。よろしいでしょうか。

最後の「まとめ」にありますように、前回、1月20日、まだ寒かったですが、事業計画の枠組みについていろいろ意見交換しまして、議論がまだ煮詰まらないということです

が、本来は事業計画の枠組みが決まってから事業計画が出てくるということになるのですが、概ね既に事業計画を一つ答申しているということもありますし、方向は皆さんの中で一致したと思いましたので、今回についてはその枠組みの議論を整理したものを出していただくと同時に、具体的な事業計画についても県のほうから提案してもらうことになっておりますので、きょうはその両方についての議論を行うということになります。よろしくお願ひいたします。

前回確認したように、事業計画はたくさんあるので、これをここでそれぞれについて時間をかけてやっていると、場合によっては非常に長い年月がかかってしまうので、その辺をどういうふうに効果的に議論するのかということもきょうお諮りしたいと思っています。

(2) 三番瀬再生計画について

・三番瀬再生計画(事業計画)(素案)について

大西会長　それでは、次の2番の議題「三番瀬再生計画について」に移ります。

先ほど副知事の挨拶にもありましたように、三番瀬再生計画(事業計画)の素案について、知事からの諮問書をいただいています。皆さんのお手元にもコピーがありますね。非常にシンプルな諮問であります。こういうことで諮問されましたので、これを審議したいと思ひます。

それでは、内容について県から説明をお願いします。

三番瀬再生推進室　事業計画を説明させていただきます。使いますのは、資料 No 2 - 1 となっている少し分厚いファイル「千葉県三番瀬再生計画(事業計画)(素案)」。これが諮問書の後ろについているものでございます。それから「次第」のファイルに事業計画絡みの資料が入っています。3ページの資料 No 2 - 2、5ページの資料 No 2 - 3、この三つを使って説明させていただきます。

「(素案)」のほうのファイルを開いていただきますと、表と裏に目次がございまして、1ページ、ここから事業内容が始まります。

構成としては、事業計画として35の事業を整理しております。第1章では全体的な事業計画の概要等々を整理しております。第2章以下で、個々の事業を記述しております。本日は、一つ一つ細かくは無理ですが、事業計画の全貌をご理解いただければということで、第1章の「事業計画の概要」から説明いたします。

1ページ、「第1章 事業計画の概要」。

「第1節 事業計画の位置づけと計画期間」。これにつきましては、昨年来、全体像について議論いただいているわけですが、ここで改めて整理し直しています。

事業計画につきましては、円卓会議の再生計画(案)を受けて、県として県の再生計画を基本計画と事業計画という二つの計画で構成していくと説明してございますが、基本計画については昨年答申をいただいているところで、事業計画について今回まとまった形でお出ししているところでございます。

事業計画につきましては、「三番瀬の自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生」を目指して、「基本計画の基本的な方針、再生の目標」などに基づき、具体的な施策を体系的に明らかにしたものでございます。そういった形で策定しております。

事業期間の問題ですが、前から説明していますように、四角にありますように、具体的な取り組みを開始する第一歩として、第1次事業計画の期間を「平成18年度から22年度までの5年間とする」としております。後ほど時間軸の整理のところでも申し上げますが、今現在県が考えている取り組める事業を、間もなく着手するであろう事業から、現時点では検討段階のものまで含めて、この5か年間で取り組む事業、合計35の事業を整理しているところです。前回1月20日の会議では22の事業と申し上げて説明しましたが、その中には幾つかひっくるめていたものもございますので、細かく整理し直して35の事業としております。事業の性格が時間軸の中できな幅広くありますので、事業計画を5年ごとに見直しますと申し上げてきていますが、計画期間内であっても、関係機関との協議・調整が整ったもの、検討が進んだものについては、副知事挨拶にありましたが、適宜、事業の追加なり、事業の内容の更新といえますか充実を図っていく計画と考えております。

続きまして、「第2節 事業計画の構成と事業の時間軸の整理」です。

構成については、今まで申し上げてきているとおり、再生に向けて講ずべき12の施策を12の節として取りまとめております。これらの施策については、円卓会議案の中でも約120の事業、ダブルカウントがありますので、それを除きますと80強の事業について、同時に着手していくのは難しいということで、時間軸の整理をしますと申し上げているところです。

2ページの上のほうに、これも今まで説明してきているとおりですが、時間軸の整理の表をつけております。これにつきましては、視覚で見えるように整理したものが「次第」のファイルの3ページの資料No2-2で、四つの分類をしております。

諮問の資料では2ページの「継続的事业」、これは資料No2-2のグラフでは薄い色の網掛けの部分でございます。例えば典型的な例で言えば、下水道整備のような事業が継続的事业ということで、現時点で既に事業に着手しており、計画期間内でも継続し、もしくは充実させていくような事業が一つ典型としてございます。そういう事業のパターン。

それから「緊急・早期着手事業」で、計画期間内に事業に着手するように努めるもの。市川塩浜護岸の例などが典型例です。資料No2-2のグラフでは、斜線の網掛けのかかったものがその典型例でございます。

それから「中期的事業」で、これにつきましては、5か年では事業化に向けて具体的な調査、試験、検討を行い、次の事業期間に具体的な事業に着手するような、この5年間で準備をしていくという事業でございます。典型的な例とすれば、後ほど説明しますが、干潟化の試験というもので、資料No2-2のグラフでは少し黒く塗られているものです。そういったふうに時間軸の整理をしております。

それから「長期的事業」で、今回35の事業と申し上げましたが、そこには書かれていませんが、計画期間内には、情報収集とか科学的知見の蓄積等、今回5年で取り組む事業などの知見も踏まえて蓄積し、事業化についていろいろ基礎的な検討を内部でしていくという位置づけをしているものでございまして、今回これについては事業計画の中には記述をしております。

そういった時間軸の整理をするということで、この辺まではこれまで議論いただいた中での再整理という位置づけだろうと思っております。

続きまして「第3節 第1次事業計画期間における主な取組」と「第4節 第1次事業

計画の目標」、この辺が具体的な事業の内容を総括的にまとめたところでございます。これにつきましては、むしろ、5ページにそれ全体をグラフの形で整理しておりますので、このグラフをご覧になりながらお聞きいただければわかりやすいかと思えます。

5ページのグラフでもう一度整理しますと、一番左に、三番瀬の目指すべきイメージということで、「三番瀬の自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生」ということが掲げられております。基本計画に載っているところでございます。

それを受けた形で、基本計画では、「再生の目標」ということで、「生物の多様性の回復」「海と陸との連続性の回復」等々五つの目標を掲げております。

今回、第1次事業計画期間の「再生の目標」ですが、五つの基本計画の目標に対して、再生の第一歩としての事業計画期間での目標ということで、ここに対比する形で五つ整理しています。「干潟・汽水域等の多様な環境の再生の試み」というような形で五つ書いていますが、第一歩という形での目標を整理しております。

そんな整理の仕方の中で、具体的な事業ということで、「主な取組」と、一番右側に具体的な事業名が一覧できるような形で書いております。

この「主な取組」に関しては、この図では四つの柱で書いていますが、これにつきましては、前回のいわば宿題になっているところもありますが、円卓会議から提言された具体的な施策（円卓会議案の161ページ以下の提言）「次第」の資料では5ページの資料No2-3の左側にありますような提言をいただいておりますが、それらを整理する形で第1次事業計画における主な取組ということで整理し直しまして、35の事業に取り組むということにしております。

提言と対照しながらいきますと、1番目は「自然再生のための具体的な施策」で、これは三番瀬の再生を目指す一つの柱としての自然環境の再生・保全を目指すという観点からの具体的な施策です。これにつきましては、三番瀬の自然環境の再生という観点で大きく三つの柱があるのではないかということで、汽水的な環境の創出、干出域の拡大、海と陸との自然なつながりを増やすという観点での自然再生のための具体的な施策ということで、5ページのグラフでは、そういった施策として、干潟化の試験、淡水導入の試験、また行徳湿地の再整備、自然再生（湿地再生）事業というような事業に取り組んでいきますと。これが「主な取組」の一つの柱でございます。

2番目の柱として、5ページのグラフでは「人と自然の共生を実現するための施策」ということで、これにつきましては、基本計画の目指す目標としての地域住民が親しめる海というようなものと関連してきますが、自然との共生ということで、一つは大きくは生業としての漁業の場と、もう一つは人が三番瀬とふれあえるという観点で、こういった具体的な取り組みとして、一つは漁場の生産力の回復・漁業振興ということが柱となっております。5ページのグラフで幾つかの具体的な事業を一番右側に四角枠で列記しているところでございます。もう一つは、多くの人が三番瀬を知りふれあう機会や場の確保という観点での施策ということで、幾つか右側に掲げております。環境学習ですとか、広報ですとか、またいろいろなイベントということで、こういったソフト的なものの事業がひいては県民運動的な盛り上がりとなり、再生の推進力となることを期待しているところでございます。

そのほかに、提言としては明確な形では書かれておりませんが、県としては、3番にあ

りますように、5ページのグラフで言えば二つ目の四角にありますように、三番瀬の再生、具体的には東京湾に流入する河川等々からの汚濁負荷量の削減ということが根本的な大きな事業でございまして、これらについては既に取り組んでいるものが多いわけですが、そういった地道な努力については引き続き進めていこうということで、下水道整備ですとか、排水規制ですとか、合併浄化槽の普及等々の取り組みを継続していこうということ。また、東京湾全体の話ということで、広域的には他の自治体との連携も深めていこうということが一つの「主な取組」の柱になってくるということでございます。

4番目ですが、5ページの図でいけば、一番下のほうの「自然環境のモニタリング等」ということで、これにつきましては、直接再生とは違いますけれども、三番瀬全体をしっかりと把握しておくことは非常に大事だということで、それらの環境変動の把握、そしてそれらを再生事業にまた活かしていくということで、生態系の調査や、また県民参加の合同調査等々を進めていくとともに、それらをしっかりと蓄積し、使いやすいような形でのデータベースをつくっていく、モニタリング体制を確立していくことが、三番瀬再生事業の全体を支えていく、またもう一つの柱だろうと考えております。

こういった四つの柱で、具体的には5ページの右側に幾つか列記されていますが、実際には6ページ以降、12の節、12の施策にわたって列記しているところでございます。

6ページ以降、具体的な事業について、概略これから説明いたしますが、その前に、「次第」のほうの5ページ、資料 No2 - 3「円卓会議から提言された具体的施策等に対する第1次事業計画期間における対応」、これにつきましては、先ほど「主な取組」ということで説明したところですが、個々にはまた個別事業で説明いたしますが、提言いただきました左側のいろいろな事業について、それなりに対応を考えてこの事業計画をつくってきたつもりですが、この提言を受けて、事業計画に具体的には記載されていない事業も幾つかございます。

例えば5ページでいきますと、行徳湿地の関連でいけば、三番瀬との連絡水路の開渠化。これについては、全面的な開渠化は非常に難しいのかなと現時点で考えております。

また、「海と陸との連続性」という観点でいきますと、浦安・船橋地区における提言については、もう少し地元市と協議を進め、また問題や課題について整理していく必要があるだろうということで、「海と陸との連続性」に関しては、市川市域における護岸部で対応していこうと考えております。

6ページに行きますと、2)、3)で海岸部における海とのふれあいの観点でのスポット的なものについて、これにつきましては今後、協議・調整しながら、具体的なものについては事業計画に反映されていくものと考えております。

4)の船着場に関しては、現時点では早期事業化は困難であるのかなということで、今後の検討課題と考えております。

それ以外については、これから個々の事業について説明しますので、その中で対応については説明させていただきます。

それでは、「素案」の6ページ以降の個々の事業について説明に入ります。

6ページ、「第2章 三番瀬の再生に向けて取り組む事業」。

「第1節 干潟・浅海域」です。

この節については、三番瀬の多様な自然環境を取り戻すために干潟・浅海域の再生を図

ることが重要であり、それらに向けた施策について整理した節でございます。

7 ページ、この施策に関しては、柱として三つの施策、「土砂供給の回復」「汽水的な環境の創出」「海と陸との自然のつながる場所をふやす」ということで、右側に四つの事業を四角分けて書いてございます。ここでお断りしたいのは、前回もしくは前々回でしたか、再掲される事業が多数ある、それについては個々の節ごとにもう1回再掲していくと説明しましたが、作業をやってみますと、それが非常に煩雑であり、かえって理解しにくいということがわかりまして、ここでは7ページにある表を整理して、この例でいきますと、「行徳湿地再整備」「藻場の造成試験」は2節及び3節にそれぞれ記載して、関連はありますが、ここでは「干潟化」と「淡水導入」の部分だけを記述しているという整理の仕方をしています。こういった関係を全貌を見ようとしますと、この資料の48ページに全事業について整理していますが、矢印がたくさん出てきまして、一つの事業がいろいろな事業に関係しているということがこれを見ていただくとわかりますが、とてもこの表ではわかりにくいので、1節ごとにこういった感じで整理しております。

そういう整理の仕方をしましたということで、個々の事業については担当から説明させていただきます。

三番瀬再生推進室 事業計画素案の8ページをお開きください。

第1節として事業掲載されているものとして、「干潟化の試験」と「淡水導入の試験」について説明します。この事業は、円卓会議案の「第2節 生態系・鳥類等」あるいは提言を踏まえて行いたいと思っているものです。

「干潟化の試験」もしくは「淡水導入の試験」という言葉については、第2節に使われている言葉を引用いたしました。

まず事業名ですが、1として「干潟化（干出域の形成）の試験」とあります。この「干出域」という言葉は、「潮間帯」であるとかそういった言葉と置き換えてもよろしいかと思えます。

5か年の目標ですが、干潟化の試験を実施したいと考えております。

この「事業の内容」の3行目ですが、背景として、三番瀬への土砂の流入と流出のバランスが全体的には崩れているのではないかと。こちらは円卓会議の中でも整理された事項と考えております。そういったことから、生物多様性の低下等々懸念されている、あるいはこれまで低下している部分があるといった背景がございます。こうしたことから、緩やかな土砂供給、時間をかけながら人為的に行う等して、干出域の形成に取り組むことが重要ではないかと考えております。

具体的に取り組む内容ですが、干潟再生に関する事例の収集、あるいは現況把握、あるいは課題の整理、目指す環境であれば干潟に備わっているいろいろな機能がございまして、そういった機能をどうやって取り戻していくかという検討、あるいは試験場所であれば先ほどの提言の中でもあったような場所など、工法、そういった事項を18年度の実現化の検討の中で検討していきたいと思っております。

こうした検討結果を踏まえて、三番瀬の生態系に与える影響予測を十分行いまして、試験を小規模に実施して、モニタリングをして、順応的管理により取り組んでいきたいと考えております。

2の「淡水導入の試験」でございます。

5か年の目標はやはり試験の実施でございまして、背景としては、最初から3行にも書かれていますが、環境の単調化の原因としては、淡水や地下水の流入が減って汽水的環境の場が減少したのではないかと考えております。こういったことから、1の「干潟化の試験」と同様な検討を行う予定ですが、事例の収集、現況把握、あるいは水源の確保、工法、こういったことを18年度の検討の中で行いたいと思います。

こういった検討を踏まえて、汽水域の創出効果、おそらくこれはシミュレーションなどを行う必要があるのではないかと考えておりますが、そういったこと、あるいは三番瀬の生態系、あるいは漁業への事前の影響の検討などを行って、試験を小規模に実施していきたいと考えております。

三番瀬再生推進室 続きまして、10ページ、「第2節 生態系・鳥類等」ですが、この節については、健全で豊かな生態系の回復や生物多様性を高めるためには、三番瀬に残る干潟的環境保全施設、後背湿地の再生や、多様な環境の復元を図ることが重要であるということで、そういった施策を整理した節でございます。

11ページにその整理の図表がございまして、ここでは八つの事業がそれにかかわるであろうということで整理してございまして、そのうちここでは二つの事業を載せております。ほかの六つはほかの節に載っております。そういう意味でございまして。

具体的には、12ページ以下を説明させていただきます。

自然保護課 「行徳湿地再整備事業」について説明いたします。

行徳湿地については、昭和40年代の埋立前の海岸線が残っている貴重な場所でありまして、現在、都市公園と鳥獣保護区になっております。この場所は、三番瀬に残っている後背湿地として機能を有する汽水域の場所としての役割を發揮することが期待されております。しかし、周りが陸地化してございまして、わずかに二つの水門で海とつながっていることにより、低い海水交換率、また地形による海域における貧酸素状態の発生などの問題がございまして。後で説明がある新浜湖における微細気泡実験も、その貧酸素状態に対する対策として実験されたものです。そのため、海水交換の促進、干潟・干出域の拡大及び貧酸素域の解消を図るための水門等の増設等の事業について、実現化に向けて現在調査を行っております。調査については、現在、学識経験者、NPO、市川市、県関係者などによる検討組織、これは昔からあるものですが、正式名称「千葉県行徳内陸性湿地再整備検討協議会」というものを組織してございまして、調査結果をもとに慎重な検討を重ねてございまして、今後もそれを重ねながら、行徳湿地を、三番瀬にとっても行徳湿地単体としてもよい場所にするために検討してございまして。

続きまして、13ページ、「三番瀬自然環境調査事業」について説明いたします。

三番瀬の自然環境調査事業というのは、もともと、三番瀬自体の再生を行うにあたり、三番瀬の現状としての自然環境がどうなっているのかということ把握するために行っている調査でございまして。三番瀬自体が正確に言えばまだ不安定な状況ですから、三番瀬の生態系については中長期の変動を含めた自然環境の把握が必要となります。そのため、生物及びそれを取り巻く環境に関する定期的な調査を実施してございまして。

調査内容としては、地形、環境条件及び生物などでございまして。「次第」のついた資料の7ページ、資料2-4「平成18年度三番瀬海生物現況調査（底生生物及び海域環境について）」という資料がございまして、これが来年度（18年度）に行う予定の調査です。

具体的にはこの中身を読んでいただくということになりますが、簡単に言いますと、三番瀬海域約 100 地点において採泥器で泥を取り、泥の中の生物及び泥自体の粒度組成等の底質の状況と、三番瀬内 11 地点で水質の状況、及び植物プランクトン、また三番瀬の中で一番の質量を持つ二枚貝の幼生の状況などを調べる調査を予定しております。この調査自体は、来年度早々にも調査に入らせていただきたいと考えております。

三番瀬再生推進室　　続きまして、15 ページ、「3 節 漁業」ですが、これにつきましては、安定した生産と収入が得られる三番瀬の漁業を実現することを目指して、漁場の生産力の回復等の施策を整理したところでございます。

16 ページにありますように八つの事業を整理しておりまして、具体的には 7 事業について 17 ページ以下に記載しております。

水産課　　17 ページ、「第 3 節 漁業」の個別事業計画を説明いたします。

なお、この事業は、三番瀬漁場再生検討委員会での検討をもとに作成しております。そのため、これから説明する内容は、漁業者の要望や意向を十分に踏まえたものであると考えております。

最初の「三番瀬漁場環境の改善」ですが、この事業での 5 か年の目標は、よりよい漁場に再生するための漁場環境改善の推進ということで設定しました。これは、三番瀬の漁業が、埋立による漁場の減少や、流れの停滞、江戸川放水路からの出水などの影響で、ノリ養殖では品質の低下、アサリ漁業では生産量の低下などに直面していることによります。

事業の実施手順としては、漁業者の経験的知見と、これまでの調査で得られた蓄積から得られた科学的知見をもとに、漁場環境特性と漁業生産状況を整理した漁場特性マップの作成を来年度最初の事業として実施いたします。以後は、これをもとに、流れづくりなど漁場再生の手法の具体的な検討を行い、さらには、この検討結果を総合的に評価した上で、効果的な三番瀬の漁場環境の改善につながる事業に取り組むこととしております。

漁場環境の改善については以上です。

漁業資源課　　2 番目の「アオサ対策」以降を説明させていただきます。

まず 17 ページ、「アオサ対策」についてですが、これについては、漁場の再生という観点から、関係漁業者の方々が緊急的に対応してほしいと、非常に要望の強い内容でございます。具体的に申し上げますと、17 年度は、その発生状況の調査、どうやったら効率的に回収できるのだろうかという試験、回収したアオサの有効利用も含めた処理方法、この三つの調査を行ってまいりました。

一つ回収方法については、水中トラクター、これは圧搾空気で動くトラクターですが、以前に説明申し上げたかと思いますが、これを使った回収の試作機の基本的な開発に成功したということで、具体的に数字で申し上げますと、1 時間当たり 10 トン、大型ダンプ 1 台のアオサが少人数で効率よく回収できる。そういった機械が一応試作品としてでき上がっております。したがって、18 年度については、この試作機を実用化する、これに取り組んでまいりたいと思っております。

それとあわせて、発生状況、発生源はどこにあるのか、そういったものもある程度の目安はついてきていますが、引き続き現場でのモニタリングを含めた調査を実施していく。また、有効利用も含めた処分の方法も、回収ができればいいというものではございませんので、後始末という部分も当然重要な部分ですので、それも進めていく。基本的には、

18年度にはシステムを構築したいと、このように考えております。

次に18ページ、「藻場の造成試験」です。これにつきましても、研究機関が中心となって調査を実施してまいりました。その結果、三番瀬はなかなか環境的には厳しいところではありますが、その中でも可能性のある場所がわかってまいりました。可能性というのは、アマモの藻場造成ができる可能性がある場所がわかってまいりました。したがって、18年度以降も引き続き地域の関係漁業者の方々と一緒になって移植試験を継続してまいります。それとあわせて、その藻場の持つ機能を評価していきたいと考えております。

また、一つ天然にアマモが生えている場所も確認されております。それとあわせて、夏は水温が高いので夏を越すというのはなかなか難しいのですが、その前に移植したアマモが種をつけるということも確認されております。そういった種が自然にこぼれて、将来的には、1年生ではありますが、そういったサイクルの中で三番瀬の藻場が復元される、そういったことを期待しながら18年度以降も調査を継続してまいりたいと考えております。

4番目の「ノリ養殖管理技術の改善」です。これにつきましては、従来から県の研究機関が、地元の漁業者、ノリの生産者の方と協力しながら調査を展開しております。具体的に申し上げますと、現場の水温とかそういった調査ももちろんありますが、種つけ以降のノリ芽の育ち具合、病害の発生状況、そういったものと連携を取りながら調査を実施しております。これも引き続き継続していきながら、厳しい状況ではありますが、ノリ漁場の有効な使い方を指導するなりしてまいりたい。これは継続でございます。

続きまして、5番目の「高水温耐性ノリ品種の改良」でございます。これは、近年、地球温暖化と言われているわけですが、それが原因かどうかはまだはっきりと...という部分はあるかもしれませんが、東京湾の水温も、データを取ってみますと、50年前よりも水温が2度程度上がってきている。ノリの生産者の方々は、当然ノリは冬場の養殖業ですので、非常に厳しい状況にある。そういった中で、水温が高くても病害に強い品質のノリがつかれないだろうか、そういった品種をつくり上げてほしいということが出てまいりました。これにつきましては、平成17年度から選抜育種の手法を中心に品種改良に取り組んでいるところです。これを継続しながら、最終的には、ノリの生産者の方から「早くしてくれ」という話は聞いておりますが、5年以内に何とかつくり上げたいなど、このように考えております。

19ページに移ります。

6番の「アサリの資源生態に関する総合調査」です。これにつきましても、継続的事業と書いてございますとおり、研究機関と地元のアサリの漁業者の方々が一緒になって今までも調査をしてまいったところです。これにつきましても、調査内容としては、アサリの浮遊幼生の状況、着底したアサリ稚貝の状況、そういったのは当然継続して把握するということが非常に大事だと考えております。これにつきましても、関係漁業者の方の協力の下、継続実施ということでございます。

最後になりますが、「アサリの生産対策」です。これについては、今までの円卓会議のときからいろいろ説明もし、ご意見もいただいたところですが、アサリが冬場になりますと資源量がガタンと落ちる、これを何とかして防ぎたいということで、冬季減耗対策ということで試験を実施してまいりました。結論から申し上げますと、波浪の減衰率20%がアサリの資源の減少を抑える一つの目安ということが調査の結果わかってきております。

したがいまして、18 年度からは具体的に波を抑える。波を抑えると申しましても、ほかのノリ養殖やアサリ漁業のほうに支障がないということが大前提になりますが、そういった中で具体的な手法を考えてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

三番瀬再生推進室　　続きまして、21 ページ、「第4節 水・底質環境」です。これにつきましては、多様な水・底質環境の回復や流入河川及び東京湾の水質改善を進める施策をまとめたもので、22 ページに 11 の事業、そのうち七つの事業についてこの節でまとめております。23 ページ以下は個別の事業でございます。

河川環境課　　23 ページをお開きください。

1 番目として、「海老川流域水循環系の再生（湧水の保全と再生）」です。これは継続事業です。

5 か年の目標として、海老川流域の湧水の保全と再生のため、雨水浸透対策を促進。これは、海老川流域水循環再生推進協議会というのがございまして、その中で「水循環系の再生行動計画」という 19 項目を決めて、そのうちの一つになっております。具体的にどういうことを現在やっているかといいますと、海老川流域の清らかで豊かな流れを創出するため、雨水浸透施設の設置を奨励するパンフレットの配布や建築・排水確認申請時における官民一体となった設置指導を行い、流域住民の啓発に努め、雨水浸透対策の促進を図ります。

水質保全課　　項目番号 2 番、4 点説明させていただきます。

23 ページの「2 河川及び東京湾へ流入するCOD、窒素、りん の 負 荷 量 の 削 減」ですが、そこに記載してあるとおり、水質汚濁防止法に基づき、東京湾流域に排水を流している生活排水や産業系の排水を、総量規制という方式で規制をやっております。東京湾では 1 都 3 県を対象に昭和 55 年からやっておりまして、現在まで第 5 次の規制が行われています。

27 ページですが、昭和 56 年から千葉県でどれだけ汚濁負荷量を削減してきたかという図です。大半は生活系からの汚濁が多くて、それを年々減らしている状況でございます。

23 ページに戻っていただき、「2 - (1) 合併処理浄化槽の普及」について説明いたします。先ほど話したとおり、東京湾の汚濁負荷量の大半が生活排水ですので、このあと説明する下水道の普及もそうですが、合併処理浄化槽の普及が大きな効果を上げることと私のところでは進めております。毎年、県内では 1 万 2,000 基ぐらい浄化槽ができておりますが、そのうち東京湾では、栄養素である窒素やりんが除去できる高度処理型の浄化槽を進めたいと思っております。記載のとおり、高い補助金額を出して県と市で補助をやっております。

26 ページ、図 2 - 4 - 1 「千葉県における浄化槽設置基数の推移」が載っていますが、近年、黒丸で示した合併処理浄化槽が伸びているというのがわかりいただけると思います。

その下の図 2 - 4 - 2、この流域である真間川、国分川、海老川の 3 本の河川を載せてみたのですが、昭和 50 年代に BOD が 30 とか 45 というピークがありましたが、大体右肩下がり流入河川の水質はだんだんよくなってきている。これは、下水道、あるいは今お話した合併処理浄化槽の普及による効果だと思っております。

24 ページに戻っていただき、「2 - (2) 産業排水対策」。これは先ほど話した総量規制的確な実施や、工場、事業場への立入検査を実施して規制基準の遵守状況を指導してまいりたいと思っています。

「2 - (3) 流域県民に対する啓発」ということで、先ほどから何回も申し上げていますが、生活排水対策が一番重要だと思っておりますので、実質的な取り組みを行っていただくよう協力を求めています。具体的な例としては、使い終わった食用油は流さないでください、米のとぎ汁は庭に撒きましょうとか、そういったことをリーフレット、パンフレットを使いまして呼びかけを行っております。

以上でございます。

下水道課 続きまして、「3 江戸川左岸流域下水道事業」について説明いたします。

この事業は、48 年から実施している県の下水道事業ですが、事業は、三番瀬を含めた東京湾や河川に流入する汚濁負荷を低減し、水質改善を図っていくことを目的の一つとして、継続して実施しているところでございます。

今回の事業計画の内容としては、関連市町村が実施する公共下水道事業と連携して施設を整備し、下水道の普及を推進すること、及び今後建設する下水道終末処理場の施設を、窒素、りんを処理可能とする高度処理に対応したものとすることとございます。

また、処理場からの処理水については、現在、旧江戸川に放流しておりますが、今後も全量を旧江戸川に放流することとしております。

河川環境課 25 ページをお開きください。「4 総合治水対策特定河川事業（都市河川における生態系に配慮した護岸整備）」、現在、継続でやっております。

5 か年の目標として、現在、利根川水系の国分川、多自然型護岸の整備を、市川市堀之内、松戸市大橋地先で実施しております。

良好な河川環境の整備を目的に、水際線や流れに変化をもたせる、護岸を緩やかにするなどの多自然型の護岸整備を実施しております。

水産課 「5 青潮関連情報発信事業」につきましては、漁船の操業位置決定に使用してもらうために、従来から県の水産総合研究センターが発信している貧酸素水塊の分布情報をこれまでどおりに行うものでございます。

三番瀬再生推進室 28 ページ、「第5節 海と陸との連続性・護岸」ですが、これについては、海と陸との連続性の回復を図る施策を整理しておりまして、三つの事業のうち二つをこの節で記載しております。

三番瀬再生推進室 29 ページをお開き願います。

1 番目の「市川市塩浜護岸改修事業」については、12 月に答申をいただいたものでございます。この部分は説明を省略させていただけたらと思います。

2 番の「自然再生（湿地再生）事業」でございます。5 か年の目標は、湿地再生に向けた調査を実施するというところで、目的としては、海と陸との連続性の回復、三番瀬とのふれあい・学ぶ場など、そういった自然再生を実現したいということで、事例収集、課題など、18 年度に目指す環境も含めて検討したいと思います。そういった検討を踏まえて、塩浜護岸部において再生可能な湿地の環境や管理方法などを検討して、関連する事業、具体的には塩浜護岸の改修事業になりますが、そういったものと調整を図って実現に向けた調査・設計に取り組みたいと思います。次期の事業計画期間にできる限り工事着手したい

と考えているものです。

三番瀬再生推進室　　続きまして 31 ページ、「第 6 節 三番瀬を活かしたまちづくり」。ここについては、ご覧のとおり具体的な事業の記載は今回の事業計画にはございません。今後、地元市と協議・調整を進めて、まとまった段階で記載していくものと考えております。

32 ページ、「第 7 節 海や浜辺の利用」。ここにつきましては、人が海と親しめる場所や機会の確保を図るということと、並行して利用についてのルールづくりが必要であるということで、そういった施策をまとめているところでございます。五つぐらいの事業が該当すると考えておりました、そのうち、今回ここに記載しているのは一つ、ルールづくりの取り組みということで、33 ページに記載しております。

これにつきましては、5 か年の目標として、ルールづくりに向けた地域の場の設置というところまでを考えておりました、海や浜辺の利用とあわせて、過度の利用にならないような形でのルールづくりを進めていこうということで、いきなりルールをつくるということも難しいし、行政が上から指定してつくるということではなくて、自主的な規制、自主管理的なものをイメージしております。そのため、三番瀬の利用実態を調査し、関係団体の利用に対する考え方を整理し、利用者や関係者や関係機関と情報の共有や意見交換の場をつくっていききたいと考えているところでございます。

34 ページ、「第 8 節 環境学習・教育」、これにつきましては、環境学習、教育を行う体制づくりの施策をまとめているところでございます。

環境政策課　　「環境学習・教育事業」について説明申し上げます。

三番瀬の再生を進めていくためには、より広範に多くの人々が三番瀬に関心を持ち、参加、体験していくことが必要です。そういう中で、環境学習・教育の実施というのが非常に重要だということで、特に地域の特性を活かし、また各年代層の経験や関心に応じた環境学習を行うということを検討していくために、後ほど説明申し上げますが、環境学習に関する検討委員会を設置し、三番瀬を活用した環境学習の内容、人材育成のシステムづくり、施設のあり方や場の提供、こういうことについて検討してまいりたいと思います。

三番瀬再生推進室　　35 ページ、「第 9 節 維持・管理」の施策ですが、これにつきましては、三番瀬の維持・管理ということで息の長い取り組みが必要である。そのために多くの主体、幅広い世代の参加が必要であるということ。もう一つは、モニタリング体制ということで維持・管理の確立をしていく必要がある。そういった施策をまとめた節でございます。36 ページに九つの事業を整理しております、ここでは四つの事業を 37 ページ以下まとめてあるところでございます。

自然保護課　　「ビオトープネットワーク事業」について説明いたします。

ビオトープネットワーク事業は、学校等を中心として、上流から三番瀬までの命のつながりをキーワードとしたビオトープネットワーク計画です。「維持・管理」に入っておりますが、かなり環境学習の面もありますので、まず環境学習に関する検討委員会で検討していただきます。

環境政策課　　続きまして、37 ページの「2 モニタリング方法、指標づくりの検討事業」について説明いたします。

次の合同調査とも関係がございまして、三番瀬に対する理解を深めるためには、多くの県民の皆様の参加を得て、実際に現地で三番瀬に触れてみるのが大切なことと思います。

したがいまして、モニタリング調査に詳しい専門家の皆様による調査ではなく、一般県民の皆さん、学生さん、NPOの皆さんなど、広い分野からの参加を期待しております。そこで、その観察の方法や記録の様式などを統一した上で継続して調査を実施することにより、少しでも調査の時期や年度の違いを越えて一定のレベルで比較することができるようにしたいと考えまして、モニタリングマニュアルを作成するものでございます。作成にあたりまして、当再生会議の委員の皆様のご協力をいただきましたことを、この場をかりてお礼申し上げます。

続きまして、「3 三番瀬自然環境合同調査」ですが、本年度は浦安市日の出地先海岸において、10月15日(土曜日)と今月の19日(日曜日)の2回、底生生物の調査を実施しております。再生会議の委員の方にはご出席をいただき、感謝しております。また、浦安市、市川市の博物館あるいは環境担当部局の協力をいただきまして、広い分野の皆様の参加もあり、非常に熱心な調査になりました。

調査終了後、日を置いて採取した標本の種を確認する作業を行うとともに、今後の進め方などについて参加者からの意見をいただいておりますので、参考にさせていただきたいと考えております。

続いて、38ページの「4 自然環境データベース構築事業」ですが、三番瀬再生の大きなテーマである順応的管理を進めるためには、これまでに得られた調査結果や、これから得られる調査結果を効率よく使えるようにする必要があります。このため、データベースを構築して、今後、逐次新しいデータの追加等の更新を行っていく予定です。

今後の課題としては、どういう公開の仕方をすればよいのか、セキュリティの問題や著作権の問題などについても検討していく必要があると思われれます。

なお、得られたデータにつきましては、委員の協力を得ながら解析作業を進めていくことができれば幸いです。

以上でございます。

三番瀬再生推進室 続きまして、39ページ、「第10節 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進」という節ですが、ここは、タイトルどおり、三番瀬の再生・保全・利用等のための枠組みを明確にするような制度等の施策の節でございます。

三番瀬再生推進室 40ページ上段、「三番瀬の再生・保全・利用のための条例」について説明申し上げます。

5か年の目標は、「条例制定に向けた取り組み」としてあります。

三番瀬の再生・保全・利用については、将来にわたりその取り組みを継続的に進めていくため、基本理念・基本原則、再生計画の策定等を内容とする三番瀬の再生・保全・利用のための条例の制定に向けて、既存法令との関係の整理・調整、国・地元市、関係者との協議・調整などに引き続き取り組んでまいることとしてあります。

自然保護課 ラムサール条約への登録促進について説明いたします。

ラムサール条約につきましては、従来から「水鳥のための条約」という感覚が先行してありましたが、本来は国際的に重要な湿地を守る条約でございまして、水鳥は良好な湿地の最終的な利用者(人間を含めまして)にすぎません。ラムサール条約の内容の中にも「賢明な利用」ということで、湿地の生態系を維持しつつ、そこから得られる恵みを持続的に活用する産業や地域の人々の生活とバランスの取れた保全を進めるために、この「賢

明な利用」というものは提唱されており、まさに三番瀬のような、これから利用しつつ維持していく、もしくは再生していく場所について、ぴったりの条約だと思われま。その辺の誤解を解きまして、今後もラムサール条約の制定に向けて努力していきたいと思いま。

三番瀬再生推進室 続きまして 41 ページ、「第 11 節 広報」の節ですが、これについては、幅広い県民の理解と協力を得るための施策を整理しているところでございます。

三番瀬再生推進室 広報に関わる六つの事業について説明申し上げます。

「1 インターネットなどによる情報発信」です。5 か年の目標は、「わかりやすい情報の発信」としてございます。三番瀬に関する各種情報や、再生に向けたさまざまな取り組みについて、インターネットや「県民だより」等、県の広報媒体を活用して最新の情報を継続的に発信してまいりたいと考えております。

次に「2 広報拠点活用事業」ですが、5 か年の目標は、「広報拠点の充実」としてございます。広報拠点の機能強化を図るため、NPOなどと協力し、船橋にございます三番瀬サテライトオフィスの充実など広報拠点の魅力の向上に引き続き努めてまいりたいと考えております。

3 番は「三番瀬フェスタの開催」です。5 か年の目標は、「三番瀬フェスタの開催」としております。現在も開催している三番瀬フェスタについて、引き続きNPOの方々と連携し、三番瀬フェスタの開催を支援し、地域活動としての定着を図ってまいりたいと考えております。

次に、「再生事業の支援と広報」ですが、5 か年の目標は、「NPOによる再生事業への支援と県民参加に向けた広報」としてしております。NPOによる多様な再生事業への取り組みを支援し、県民参加を促す広報を展開してまいりたいと考えております。

43 ページをお開きください。

5 番目ですが、「三番瀬再生クラブ（仮称）の設立」です。5 か年の目標は、「三番瀬再生クラブの設立」としております。より多くの県民参加の下に三番瀬の再生を進めていくため、県民や県内企業等が集う三番瀬再生クラブの設立を目指してまいりたいと考えております。

6 番目ですが、「三番瀬再生キッズの育成事業」です。5 か年の目標は、「三番瀬再生キッズへの支援」としてしております。三番瀬の再生には、世代を超えた息の長い取り組みが必要でございます。このため、地元の小学生を対象として三番瀬の再生に関わる自主活動を支援してまいりたいと考えております。

広報に関わる事業説明は以上でございます。

三番瀬再生推進室 続きまして 44 ページ、「第 12 節 東京湾の再生につながる広域的な取組」ということで、関係自治体との連携を図るような施策について整理しております。

水質保全課 まず、「(1) 東京湾総量削減計画の推進」。先ほど 4 節で説明しましたが、いまだ東京湾の環境基準が達成されていないことから、現在、国において新たな総量削減の基本方針をつくっております。それに基づきまして、平成 18 年度（来年度）には第 6 次の計画をつくるよう、現在、準備中でございます。

「(2) 八都府市首脳会議による取組」。この会議でも下部組織である水質改善部会で今お話したような総量削減計画、来年度はこれからメインとなりますので、この取組等を

引き続き取り組んでいきたいと思っております。

「(3)東京湾岸自治体環境保全会議による取組」ですが、そこに記載のとおり、東京湾に面する27の自治体が、本県では浦安市から館山市まで参加しておりますが、この会議は昭和50年から30年以上、水質の合同調査やシンポジウムを開催して、現在は啓発活動を中心に活動しております。

「(4)東京湾再生のための行動計画との連携」。これは、平成15年に、国交省など関係省庁と八都府市の自治体で「東京湾再生のための行動計画」を策定しました。総量削減計画の着実な実施や、汚水処理施設の整備などの削減対策、その他に干潟の再生などが盛り込まれた計画でございます。現在、この行動計画の進捗状況について、海上保安庁が事務局となっておりますので、進行管理を行っているところでございます。

三番瀬再生推進室 以上をもちまして、大変長くなりましたが、事業計画素案の説明を終わります。

大西会長 ありがとうございます。

それでは今の事業計画、諮問の内容について意見交換したいと思います。

どういう目途で議論するのかということがわからないと、どういう議論をしていいか戸惑うということもあると思います。最後にお諮りしようと思っておりましたが、これもご意見をいただきたいと思いますが、これでみんないいということになれば簡単なのですが、いろいろご意見は当然あると思います。かなりいろいろな意見があるということであれば、議論に相当時間がかかる。それを効果的にやるには、例えば一つのやり方として、皆さんがぜひこの節について少しじっくり考えてみたいというご要望があれば、節ごとにグループをつくって、1人というわけにいかないと思いますが、最低でも3人ぐらいはいてもらわないといけないと思いますが、そのくらいでグループをつくって、一定の期間、次回は5月20日過ぎにやる予定ですから2ヵ月弱ありますので、その間に、ゴールデンウィークなどもあります。そのグループで、方法はお任せしますが、意見交換をしていただいて、グループの中に取りまとめ責任者を決めさせていただいて、その方がグループ内の意見を取りまとめる。まとめ方は少し自由度があっていいと思います。それを持ち寄っていただく。次回の会議の前に出していただくのがいいと思いますが。そうすると、概ねどこが議論のポイントなのか、どこが大体これでいいのかということがわかると思います。それをベースにして議論の組み立てを考えたい。いろいろな意見がありそうなところを重点的にこの場で議論するというふうにしたいと思います。

ということで、小グループでの整理と、それを踏まえた全体会議での効果的な議論の仕方を考えています。

そういうやり方についても意見をいただきたいと思いますが、そういうことをしても、次回が5月、その次は7月で、5月で終わることはないと思いますので、もう1回くらいはかかるのかなと思いますが、できるだけ凝縮して、これは事業を実施していくということにもなるわけですので、議論をしたいと思っております。

きょうについては、前回、枠組みの議論ですね。体系的にこの事業計画がどういうことを狙っているのかということで、きょうの提案で言えば、図解されている5ページのこのグラフに整理されてはいますが、その前にこれに対応する文章がありました。そのあたりの全体の枠組み。それからもう一つは、これが、円卓会議の再生計画案の特に「提言」の部

分、159 ページ以降の部分と関連すべきだという議論が前回の再生会議の中でありまして、それについてはきょうの「次第」のほうの資料の5ページと6ページの資料 No2 - 3 で整理してもらっています。これでこれまでの議論との関連が整理されているということになります。これが全体の枠組みということで、その下に個別の節、これは分野と言ってもいいと思いますが、その分野における具体的にこの5年間で取り組む事業、35 ですか、私が数えると33 ですが、30 以上の事業が並んでいるということでもありますので、できればきょうは特に枠組みについて少し意見交換を深めたいと思います。それから個別についても、もしご意見があれば承りたいし、進め方は、さっき私が申し上げたことについてもご意見があればお聞きしたいと思います。

川口委員 質問になるのか確認になるのかわかりませんが、やっとうこういう具体的な案が出てきたわけですが、各事業の取組案の中で中長期のほうにも、第1次計画期間の中にも、塩浜1丁目についての記載がないのですが、これはテリトリーだけの問題なのでしょうか。再三私は護岸検討委員会でも発言しておりますが、2丁目、3丁目については護岸検討委員会でとりあえず5年の計画が出ましたが、1丁目については、この中長期あるいは1次計画の中に検討はされないのでしょうか。海から見れば、2丁目も3丁目も1丁目も区別がないわけで、それで5節と、7節にも関係するのですが、漁港が出てきますし……。

大西会長 そのこのところが明示されていないのはどういう理由か、という質問ということでしょうか。

川口委員 はい。

三番瀬再生推進室 塩浜1丁目の護岸につきましては、ご指摘のとおり、課題といたしますが、当然、検討の対象になると考えておりますが、これにつきましては、今現在は市川市が所有・管理している護岸もしくは漁港でございます、その辺の整備に関しては市と県とで今後調整していかなければいけないということで、これは議会等でも質問が出されておまして、そういう言い方をしているわけです。ですから、今回この中では整理しきれてないので記載しておりませんが、当然、市と今後協議していきたいと考えております。それにつきましては、この事業計画をつくるにあたって市川市と協議して、そこが課題としてあるという指摘を市川市からもいただいております。ですが、今現在、この中で書ききれような調整は終わっていませんので、もう少し協議を進めたいと考えているところでございます。そういう意味合いでございます。

川口委員 そうしますと、市川市と県で協議するので、再生会議は踏み込めないということですか。

三番瀬再生推進室 協議といたしますのは、どういう形で、事業主体が誰になって、どんな整備をするかということが今現在決まっておきませんので、そういった事業の手法なり主体なりの問題も含めて協議しなければいけませんので、再生会議でどういう構造にするとかいう以前の問題としてあるということでございます。

川口委員 ですが、緊急性においては1丁目も2丁目も3丁目も変わらないわけで、地元の人たちの切実な思いから言うと、それとまちづくりという将来性の問題も含めて、漁港と親しめる海の再生ということであれば、漁港のあり方というのはまちづくりにとってもとても大事な要件だと思っておりますので、なるべく早くその辺の調整をしていただいて、災害というのはいつ来るかわからないわけですから、同じような時間的スパンで検討に入っていた

だきたいと思いますけれども。

大西会長 1丁目についても、前回の護岸の事業計画の中での議論があったと思います。当然1丁目も対象になるということで、護岸の検討委員会でも議論しなければいけないという課題にはなっていますね。どうですか。

三番瀬再生推進室 海岸保全区域となっているのが2丁目、3丁目でございます。とりあえず護岸検討委員会の中ではその部分に着目した検討ということで、1丁目の問題は、先ほど言いましたようにそれ以前の問題としての整理があるものですから、まだ取り上げられていないという状況でございます。

倉阪委員 枠組みの話を含めて、大きく3点お話をしたいのですが。

一つ目は、今の漁港の話、1丁目の話とも関係するのですが、円卓会議の提案の中にあって今回の事業計画の中から漏れてしまっているものについてどういうふうに取り扱うかという点です。今回、資料 No 2 - 3 ということで「円卓会議から提言された具体的施策等に対する第1次計画期間における対応(案)」という裏表のページのものが出ているのですが、これの中身の書きぶりはまた後で議論しなければいけないと思いますが、この形ものを事業計画の添付資料「資料2」という形で載せることはできないでしょうかというのが一つの提案になります。事業計画の中には、具体的に市と調整が終わったある程度目鼻のついたものしか載せられないということになるわけですが、こういう第1次事業計画期間においてさらに地元と協議しなければいけないものが県としてはたくさんあるのだよということちゃんと県としても認識していますということが、この三番瀬再生計画を見ただけでわかりますので、今、資料 No 1 がついていますが、その後「2」という形でこれと同じものがつけられないかということが一つです。

二つ目ですが、この事業計画の中で中期的事業、長期的事業と分かれているわけですが、中期的事業の位置づけがよくわからないということです。例えば、今、中期的事業が六つ拳がっているのですが、8ページで干潟化と淡水導入と書いてあるわけですが、5か年のうちにこの事業はやっちゃうわけですね。5か年の間に試験はやるわけですね。ですから、干潟化の試験自体を中期的事業と位置づけちゃうと、中期的事業の定義を見ると、この事業は5~10年後に着手するよう努めると書いてあって、その事業のどこまでを事業と言っているのかがよくわからない。試験で事業名とするのであれば、中期的事業と言わなくてもいいのではないか。この5か年の間にやっちゃうわけですから。そのあたりの整理をちゃんとしないとよくないのかな。そうやって整理をしていくと、5か年のうちに何もしないという中期的事業はないようですから、このカテゴリーはどういう意味を持つのだろうかというのがよくわからなくなってきたという点です。そこは考え方の整理をしたほうがいいのではないかという話になります。

三つ目の点ですけれども、個別の中になるのですが、特に中期的事業の中で、協議の場の設置に5か年かけて、その後ルールづくりと。本当にこんなのでいいのかなという心配があります。特に浦安側で公団の整備事業がある程度終わって、市民が干潟にある程度容易にアクセスできるように、今も出て行っているわけですが、今もルール化の必要性はあると思うのですが、さらに容易になってしまう前にある程度利用のルールづくりを進めていく必要はあるのかな。それは5か年というようなタイムスパンで本当に間に合うのかな。そういうふうにとちょっと心配になりますので、ここは質問もあわせて確認をしたい。

このルールづくりのタイムスパンで間に合うのかなということです。単純な疑問です。

個別の点でもう一つ、円卓会議の提言の中で、「維持・管理」のところでおもしろそうなものがたくさん入っているわけです。例えば三番瀬パスポート制度。これは、ボランティア活動とか維持・管理とか教育とか、参加した人にポイントが与えられて、それと三番瀬で獲れたアサリやノリなどと交換できる仕組みをつくったらどうかとか、基金をつくったらどうかとか、三番瀬博士を育成するような取り組みはどうかとか、楽しい話がたくさんありますので、こういったものをぜひとも早めに進めていって、三番瀬で何か楽しそうなことが動いているよというのが見えるようにしたほうがいいのかなと思います。この計画が出るまで2年もかかっています、もっと早くいろんなソフト面のことはできたかもしれないと思うわけです。そういうところの受け皿になる計画事業はどこになるのかなというのはちょっとわかりませんでしたので、そこについても質問ということで。

個別の質問は、ルールづくりが間に合うのか、「維持・管理」のところを書いてある楽しげなものがどこの事業で扱われるのか、その二つをお聞きしたいと思います。

三番瀬再生推進室 一つ目は、資料の関係で資料 No 2 - 3 のことですが、円卓会議からの提言を受けた第1次事業計画期間における対応ということですが、これについて資料として添付するというのでどうかという話ですが、事業計画については5か年で取り組む事業と整理しておりますので、こういったものは参考資料として整理したいと考えております。

大西会長 本編資料ではないということですか。

三番瀬再生推進室 なくて……。

大西会長 事業計画の48ページに資料がありますが、これに類するものとしてということですね。これを資料1として、資料2としてこういうのがくっつくということをあえて避けたという特別な理由がありますか。

三番瀬再生推進室 5か年計画ということで、5か年に取り組む事業に着目して整理しているということで、そこから先の話については、参考的にいろいろついているのはございますが、あえて5か年計画の中の事業計画には入れてないということでございます。

2点目にありました中期的事業、いろいろ出ていてわかりにくいということですが、確かにご指摘のとおり、例えば「干潟化の試験」というふうにとらえたときに、「次第」のファイルの3ページの資料 No 2 - 2 のグラフを見ていただきますと、一番上に「干潟化の試験」。試験ということまでを事業だととらえると、確かに5か年の早期着手事業という位置づけなのでしょうけれども、干潟化というものの事業展開を事業としてとらえたときに、それについてはもう少し先になるかなということで、検討・試験段階としての展開の準備を5年間ですというような整理をしたものですから、中期的事業というふうに整理しました。ご指摘のとおり、試験が目標であるととらえますと、この5か年の中では着手するということになるかと思いますが、もう少し先を見た事業展開という観点で中期というふうに整理したところでございます。その辺でひよっとすると全体を眺めたときに1本通ってない可能性があるかもしれませんが、それについてはもう少し中期もしくは早期着手事業というものの整理は考えてみたいと思いますが、意味合いとすればそういうことでございます。

そういうことで、委員ご指摘のとおり、中期的事業ということで位置づけたものは、何らかの形で取り組むものでございます。何らかの形で実際の具体的な取り組みをする。そ

の取り組みをするというのは、ハード事業で言えばわかりやすいのですが、ハードの工事そのものはもうちょっと先だけれども、ハード事業をやるための検討はしていく、もしくは設計をしていくとか、何かの調査をするとか、そういう意味での取り組みはしていくというのが中期的な事業という意味でございます。

ルールづくりにつきましては、確かに早くできたほうがいいに越したことはないわけですが、もちろんそれに制限をかけるつもりは全くございませんが、いろいろな立場の人たちが集まって話し合えるということがまず大事なことなのかなということで、そこまで持っていくのに結構時間がかかるのではないかと認識しているところです。ただ、地域ごとというイメージを持っておりまして、例えば浦安地区と市川地区と船橋地区ではそれぞれ事情が異なっておりますので、早く進められるところは早く進めていきたいと考えているところでございます。

パスポート制度とか、いろいろな県民参加、そういったソフト事業については取り組めるのではないかと指摘がありまして、おっしゃるとおりだと思いますが、非常に多方面にわたるといいますか、いろいろな事業がある中で、とりあえずここでは、どこの節で分類するということは別にしまして、例えば三番瀬キッズとか三番瀬クラブというようなものでそれらの取りかかりを進めていこうということで、イベントにつきましても、とりあえず三番瀬フェスタということでやっていますが、そういったソフト事業については、進めていく中でまたいろいろなアイデアが出てきて、ここに書いてないもので取り組める事業も浮かんでくるのかなと思っているところです。

大西会長　ありがとうございます。

いずれにしても、きょうゴールまでは行けないと思いますので、皆さんから少し意見を出していただいて、後でまとめて答えていただく。どこかできょうは時間切れということになって、今後の進め方をみんなで決めるということにしたいと思います。

工藤委員　少し整理のことでお願いをしたいと思います。

まず、こういうフレームをつくってはめ込んでいただいたので、見通しがきいて議論ができるようになりました。これは感謝いたします。そこはありがたいことなのですが、はめ込んでいただいて見たところ、県のほうでは、「継続的事業」「緊急・早期着手事業」「中期的事業」「長期的事業」と分類したからいいだろうと、こういうふうになっていると思うのですが、私どももそう考えなくもないのですが、ところが、よくよく見てみると、例えば「緊急・早期」といわれる中には護岸改修が入っていますが、これは個別の委員会ですもん、しかも本再生会議にもそれを報告して、さらにもんで、知事まで答申を出したもので、非常に固まったものですね。そういうものが一つある。そうかと思うと、「継続的事業」と書いてあるから、もう既にやっているからいいんだと思うと、そうではなくて、実はまだ議論の最中であるというのもある。さらには、「中長期」に至っては、まだここで話題にも取り上げたことがないものもある。こういうものが混在しているのですね。この混在の仕方は、どうも、「継続的事業」「緊急・早期」「中期」「長期」という分類だけでは皆さんにわからないのではないかと思いますので、そのところをうまくわかるような、差別化をするような方法をひとつ考案していただけないだろうかというのがあります。その上で、個々の問題については、それはもうたくさん問題がございますので、会長がおっしゃったように、部会というか専門部会に分けて、それぞれでやればいい

のではないかと存じます。

木村委員 倉阪さんが言ったこの範疇に入っていないものの中で、再生計画案の中で「課題」という項目があるんですね。例えば、「課題」という中に「関連する公共事業との調整」というのがあります。前に堂本知事がお見えになったときに、習志野か船橋か、生活道路が非常に混んでいる、最初に第二湾岸という道路の計画があって、この本では「その計画は行わないように要望します」と書いて、それはそれとしても、堂本知事も、それに代わるものとして生活道路は改善しなければいけないのだ、必ず改善します、とおっしゃっていたわけけれども、三番瀬問題特別委員会の県会議員の方といろいろ話をしてみましたら、生活道路の基本的なものはこれと同時に考えなければいけないんだと言うわけです。そうであった場合に、「三番瀬再生」という柱があって、そこにいろいろな角度で積み木みたいに積み上げていったやつが、一つが崩れちゃうとみんな崩れていっちゃうんじゃないか。もちろんこの計画自体、どこかがほつれては崩れるという言葉がありますが、その中で、このカテゴリーに入っていないけれども、この計画案にあった「課題」というのはどういうふうにかえたらいいのか。分科会みたいにやるとしても、そういう範疇はつくっておかなければいけないんじゃないかと僕は思っているわけです。そうしないと、この計画自体が大幅に見直されたとか、大幅に遅れたとかいうことで、結局、積み木が崩れたみたいになって、たまたまトップが代わったら全く計画はなくなってしまったという状況、それを僕は危惧するわけです。そういうことで、「課題」というカテゴリーを僕はつくっておく必要があるのではないかと思います。

吉田副会長 私も倉阪委員がご指摘になったような細かいところで気づいたところはいっぱいあるのですが、それをやり始めると切りがないようなので、進め方についての提案をさせていただきます。

12 節に分けて議論するというのは、方向としては賛成なのですが、それぞれ3人ずつやっても、幾つか掛け持ちしないとできないという人数になりますので。中身を読みますと、例えば「第1節 干潟・浅海域」「第2節 生態系・鳥類」「第4節 水・底質環境」というのは、もちろん「第3節 漁業」もそうですが、海域のことで非常に関連していて、どの節にも「干潟化の試験」「淡水導入の試験」というのは書いてあるわけで、それぞれ別にやるよりも、関連しているところを一緒に議論するグループをつくったほうがいいのではないかとこのところもありますし、例えば「第6節 まちづくり」のところは、県からの具体的な事業は書いてありませんので、そうすると、ここは集まっても話すことはないということになってしまいますので、ある程度まとめてやったらどうか。

例えば提案ですが、1～4はまるまる一緒でもいいのですが、そうすると余りにも膨大になっちゃうので、第1節、第2節と第4節をやるグループが一つ、「第3節 漁業」をやるグループが一つ、「第5節 海と陸との連続性・護岸」と第6節のまちづくりをやるグループが一つ。第7節、第8節、第9節、利用と環境学習、維持・管理、維持・管理の中にピオトープネットワークとかモニタリング調査とか、かなり関連したものがあります。さらに、これは多くなりすぎるかもしれませんが、第11節にキッズ育成事業というのがあって関連しているかなと思って、7、8、9、11が一つかなと。第10節は、非常に重要な問題を含んでいて、これだけで議論が一つになるような気がしますが、そうすると第12節が取り残されるので、長期的・広域的なことを話し合うという意味で、第10節と第

12 節を一緒にして、先ほど木村委員からお話があった関連する課題のようなものをここでやったらどうかと、そんなふう思うのですが。そのくらいのまとめ方をしないと、この人数では 12 節に分けるのは無理かなと思いましたが、提案させていただきました。

川口委員　今の吉田さんの区分けの中にも出てきた第 6 節は、県のほうに確認したいのですが、これは逆に再生会議に下駄を預けて、再生会議のほうから提案してくれという意味なのでしょうか、いま何もないということは。

三番瀬再生推進室　そういう意味ではありません。まだ協議・調整段階という意味でございます。

大西会長　再生会議の役割は、諮問に答申するという役割もあるのですが、提案するという機能もあるので、何もないところについては、こういうふうにしたらどうですかということもできるということです。

本木委員　一つだけ、この事業計画の中にどういうふうに位置づけられるのか。18 年度から県の事業として行われるものを一つ私は聞いているのですが。

「第 4 節 水・底質環境」の中で、23 ページに「海老川流域水循環系の再生」というのがあります。実は、18 年度から始まる海老川水系の浄化を目的とした事業があると聞いているのです。具体的には、印旛沼江戸川左岸連絡幹線を利用した処理水の還元事業が行われると。

私は船橋ですが、船橋には主な海老川水系の川が七つあるわけですが、18 年度から長津川と飯山満川がその処理水の還元事業の具体的な対象になっている。私は、護岸・陸域小委員会で処理水を利用した河川の浄化という議論をした記憶があるのですが、これが 18 年度から始まるということですが、この事業計画の中ではどういう位置づけで理解したらよろしいのだろうか。

実は、河川浄化という点で有効だと私どもは思うわけですが、今承っておりますと、具体的に事業に着手しているのは二つの河川しかない。あとの五つは対象になっていない。このほかに、真間川水系では大柏川が対象になっていると聞いているわけですが、これらの事業は、いわゆる再生計画案の中で流入河川の浄化という部分からすれば明らかに非常に有効な施策だと思うのですが、その辺はどういうふうに位置づけて考えたらよろしいのでしょうか。一つだけお尋ねしたいと思います。

大西会長　非常に具体的な質問なので、今の答えは担当課で出ますか。

河川環境課　最初に海老川の浄化計画の実施という話ですが、申しわけありませんが、私は担当するところが違ってしまして、その情報は入っておりませんでした。最新情報を後ほどお知らせしたいと思います。

それから、今話しているのが、国分川の多自然型をやっていますと。事業計画には当面 5 年間にやれる部分だけを載せてありますので、例えば大柏川調整池というのはある程度終わってきているということもありますし、残り 5 年間で後どれだけやるかということ、大柏調整池に関してはないと聞いていますので、今後 5 年間でやるところは国分川の多自然型護岸。5 年間でやれるものだけに限って載せてしまったということです。

本木委員　ということなので、いま質問をさせていただいたのですが、具体的に船橋の飯山満川と長津川は、18 年度、19 年度の中で稼働していくと言っているのですね。18 年度にネットワーク管が完成すれば、この処理水を利用して飯山満川に流します、長津川に流しま

す、こういう計画になっているので、当然5か年間の中でできるのだろう。願わくば、残されたあとの五つについてもこの事業計画の中に入れていただけないだろうかという願望を込めて質問をしています。

大西会長　では、これはここの議論の中で提案するというか、答申に場合によっては入る内容だと思います。

ほかにありましたら。

岡本委員　先ほど川口委員から、第6節のまちづくりは県のほうは何も考えてないのかという質問がありましたが、円卓会議からの提言の中で、5番目、浦安の干潟化のことが記載されているわけでございます。これは提言されたわけです。その次に「地元と協議し」云々と書いてあるわけです。1番目の行徳については、早期事業化は困難であるということまで書いてあるにもかかわらず、浦安のほうは書いてない。それと、どの程度まで県は地元と今日まで打ち合わせをしてきたのか。浦安市民は、後背地の干潟化については、議会等でも反対ということまで打ち出している状況下で、これをまた審議するということがあり得るのかどうか。それと、県と地元民との話し合いがどの程度まで進んでいるのか。また、早期事業は困難ではないのか。その辺をあわせてお聞きしておきたいと思います。

大西会長　浦安については、第1次事業計画期間には事業化できないということですね、入ってないというのは。位置づけとしては、課題、問題点を整理していく段階だと。それが記述ですね。

岡本委員　ですから文章的に、1番の行徳については、いわゆる早期事業は困難であるという文言が書いてあるにもかかわらず、打ち合わせをどの程度までしているかということがわかりませんので、その辺は簡単に申し上げられませんが、浦安とすればどの程度まで話ができているから困難ではないということが言えているのか、あるいはまだ話をしていないのか、その辺をお聞きしたい。

大西会長　最後にまとめて答えていただきます。

後藤委員　事業計画としては、かなりきちんと体系立ててできてきたのかな、これから議論ができるたたき台ができたのかなと思って、評価します。しかし、例えば河川のところは、全部継続事業なのですね。今まで県がやってきたところを続けてやる。さっき本木さんから出たのですが。それに、中期的に三番瀬の再生のために例えば小河川で実験できる場所を入れていきたいと思いますという話が入ってない部分がある。今、岡本さんから、大々的に浦安を全部やっていく前に、できるところで実験してみることが重要なのではないかと。この中には、最初にそうした整ったものについてはやっていますということが書いてあるのですが、今の枠組みの中でできるものを継続的にということでも全部入れて、新たにこういう視点で三番瀬の再生のために入れていかなければいけないもの、それを中期計画と位置づけるのか、その区割りはどちらでもいいのですが、そうしたことをちょっと議論しておいたほうが……。河川については全部継続だということになりますし、流域に関しても今まで国とかでやってきていることは継続するんだけど、千葉県として、例えば森、川、三番瀬にかかわるもので千葉県の中でできる部分、そういったところで実験できるものは積極的にやるような方向を入れておいたほうがいいのかという気がします。

それから、先ほど吉田さんの整理が全部できたので、分野別には議論できると思いますが、みんな全体として1ヵ月ぐらいを目途にそれぞれ感じているところを意見を再生室に

出してみる。それはそれで出しておいて、部会のほうを両方並行しながらやっていったほうが……。分けちゃうと、後からまたやるということになると……。だから、意見のある人は出しておいて、部会別にさっき吉田さんがおっしゃったようなやり方をしていく。二重にやったほうが時間がかからなくていいのかなという気がしています。

佐藤委員 三番瀬の再生計画の事業計画（案）ということで、きめ細かに 35 ないし 37 の事業をこれからやっていくのですが、これはあくまで 5 か年計画という中でどこまでやっていくのかよくわかりませんが、大体どこら辺までを第 1 次事業計画の期間をもってやっていて、18 年度の予算、どれくらいの予算をそこまでに使って行って、あと残った事業の計画、35 ないし 37 ぐらいの事業をやっていくのに、どれくらいの期間、予算を幾つに切ってやっていくのか、そこら辺をはっきり聞きたいと思います。

竹川委員 事業計画は少なくとも第 1 次で 5 年間の計画になるわけですが、当面の実施計画は既に固まってきているわけです。12 の節の中でかなり共通して出てきている問題は、湿地の再生といい、また干出地域の創出というのでしょうか、または試験というようなことであるとか、あちらこちらに実施計画で出てなかったいろいろな言葉が入ってきます。それぞれ節によって意味するところが若干ずつ違うのではないかと。円卓計画案の 101、102 ページ等に出てきている「湿地再生」というのは、例えば市川における陸域での湿地再生とか、猫実川河口の中の試験的な湿地再生とか、そういう形であからさまに海域において人工海浜をつくるとか、ないしは干出地域をつくっていくとかいうことは、円卓会議の計画案にも、また基本計画の中にも真っ当に出てきていなかった。最後の第 12 節の東京湾全体の問題にしましても、東京湾の再生会議の中にも人工海浜とか出ております。そういうことで、節ごとにかなり細かく分類していきますと、あとそれをまとめるときに、それぞれの概念が違っているために収拾に手間取るのではないかと。私の希望としまして、でき得れば、そういう問題を、さっきの「課題」ではないですが、一つのまとめた形で切り離して論議したらどうかなということが一つです。

もう一つは、事業計画については、いま論議がなっていないのですが、事業計画をつくる前に環境評価委員会でそれを検討するということがありました。環境評価委員会の機能その他はまだよくわかっていないのですが、今後の論議になるのでしょうかけれども、私としては、環境評価委員会が、特に環境評価という点でこの事業計画をきちっと見てもらうという手順を踏んだほうがいいのではないかとということが二つ目です。

三つ目は、先ほど木村さんがおっしゃった第二湾岸の問題です。この間の三番瀬特別委員会等の論議では、今までは隠れているけれども、これは現実のものとなる可能性が非常に強いのだということ、知事の召致まで論議になったことなんですが、護岸にしる、三番瀬の海域の問題にしる、まちづくりの問題にしる、第二湾岸関係の問題が早晚大きくなっていくのではないかと。特に第 1 次 5 か年の中でかなり具体的になっていくのではないかと。そういうことですから、ここでそれをどういうふうに扱うかは別としまして、課題の中で今まで出てきたいろいろな問題をざっと勉強する、検討するということをひとつしたらいいかがか。これはまだどこにも出ておりませんが、大槻副知事も前にこの問題について、これは平成 14 年でしたか、プロセスごとにその都度明らかにしていきますという話があったのですが、そういったことで、かなり焦眉の問題としてこれを一つの場で調査なり研究なりしていく必要があるのではないかと。

以上3点です。

市川市 地元市川市からお願いでございます。私たちからすると、危機感が足りないような気がしております。ですから、これから検討するときに、ぜひスピードアップしていただきたい。今、漁業がもう成り立たなくなりつつあります。検討するにあたってグループでやるという話がありましたので、県にも言いますけれども、皆さんにもぜひもう一度改めて認識していただきたい。これは護岸だけの問題ではなくて、アサリは一時獲れましたが、全体とすればどんどん獲れなくなっている。漁業者は今どんどんやめていっておりますので、漁業と一体となった自然環境というのはもう成り立たなくなる可能性だってある。鳥だってどんどん減っているように私からすると見えます。ラムサール条約登録湿地の条件がいつまでも満たせるかどうか限らない。そんなことも思っていますし、地元の子もたちは、海に接しないまま大人になってしまいました。ぜひこれは、そういうこともありますので、スピードアップしていただきたい。そういうお願いです。よろしくお願いします。

大西会長 会場の方のご意見も聞かなければいけないし、まだやる必要がありますので、どうせきょう一日で終わらないので、きょうの議論はこのくらいにして、ちょっとまとめて4点、漏れるのがあるかもしれませんが、計画の熟度について少し不整合ではないか。それから、円卓会議の報告書の課題に関係するところ、これはどこで扱うことになるのか。それから、浦安の干潟の書きっぷりが、おそらく岡本さんの真意は、地元ではこれについてはかなり厳しい議論があるのに、そういう書き方になっていないのではないかということです。その辺についての返答。それから佐藤さんから、18年度予算、これは資料があるようですが、具体的な事業計画の予算づけの話ですね。この四つをお願いします。

三番瀬再生推進室 1点目の熟度の不整合につきましては、もう少し我々のほうも検討したいと思えます。こうやって大胆に一つの目安として分けたのですが、確かに突っ込んでいきますと、我々は作業をやっていても、どっちに分類されるのだろうと悩む事業があります。ですから、個々に見ていきますと、単純に三つには分類できないという事業だと思えますけれども、それは個々の議論の中でまたやっていきたいと思えますが、もしうまく分類できるのであれば、もう3分類増やすのであればすっきりするというのであればそういうふうにしたいと思えますが、またいろいろな意見を伺いながら我々も検討したいと思えます。

2点目の「課題」につきましては、どういうふうに扱うか。今ここでは、事業計画として県が5か年で取り組めるものということで整理しておりまして、それに集中しておりまして、「課題」についてどう扱うかというのはまた検討させていただきたいと思えます。

それから浦安の干潟の指摘と申しますが、浦安の自然再生の観点からと理解して、その観点であればということで、「次第」の5ページの資料 No2 - 3に書かれていますが、「地元市と協議し、課題や問題を整理していく」となっていますが、地元市、地元住民の方もあれについて反対しているということは認識しております。そういうことも含めて、また事業をやる上では土地の問題等も非常にありますので、そういう問題は一つ一つきちっと整理していききたいということでございます。今の認識とすれば、非常に難しいという認識を持っております。また、「海と陸との連続性」と申しますが、もしくはまちづくりとも絡んでいきますが、そういう観点で具体的に直接的にああいう絵に描かれているものではなくて、何かできるものはないか、まちづくりの観点も含めてそういうことは地元市と協議していききたいと思っているところでございます。

予算の件につきましては、確かに事業計画というものは予算がつきものでございます。計画そのものが、いま説明したとおり、これから具体化して事業の中身そのものを検討していくというものも含んでいますので、事業費を出すというのは非常に困難なものだと考えています。ただ、我々のほうとしても大ざっぱな見込みというものはある程度持っておりまして、継続的な事業はわりとはっきりしているのですが、三番瀬に直接かかわるような継続的な事業、といたしますのは、下水道は継続的事业と分類しておりますが、下水道とかそういった類の事業費を含めてしまいますと何百億というようなオーダーにすぐなってしまうので、そういったものは除きまして、継続的な事業として今見込んでいるのは、後ほど説明しますが、18年度予算で組まれているもの、それを引き続きやっていくとすればということで、この5か年の事業費は概ね7、8億ぐらいになるのかなというイメージを持っています。それに対して新規の事業については、どんな内容をどの程度やるのかというのが曖昧なところですので、その辺の数字が現段階ではなかなか明確にできないところかなと思っております。

どんな期間でやるのかということですが、当然、事業費との絡みもあるわけですが、事業費については、県のシステムとして毎年度予算編成の中で年度予算が決められていきますので、ここでは5か年でこれだけの取り組みをしたいというふうに我々は整理したところですが、事業費の絡みといたしますが、予算との関係からいくと、この5年というのが場合によっては6年とか7年かかることになるかもしれません。それについては、もう少し事業費もしくは事業内容の精査をしていく必要があるだろうと考えているところです。

18年度予算については後ほど説明したいと思っております。

佐藤委員 県の人にちょっと聞きたいんですけど。そういうふうには私は聞いてないんですけども。第1次事業計画期間における対応の案、きょうは資料の案が出ていますが、きょうは「案」は消せないのでしょうか、まとまりませんから。その間に、5年計画ということで、今18年度の予算、三番瀬の関連予算についてという資料も3-1でございますが、18年度は、どのくらいの期間内にこの予算が使われていくのかということを知りたいので。第1次事業計画期間というのはどれくらいの期間を言うのか。また、次の第2次というのはいつ頃から始まるのか。第3次、第4次とおそらくあるでしょう、5年間計画してやるのですから。そういうのが案として出ていますが、これは今は決まっていかないんでしょうねということを知りたいのです。

大西会長 第1次は、さっき説明がありましたが、18年から22年まで。5年ですから。

佐藤委員 5年間で1期というんですか。

大西会長 この第1期という意味はそういうことです。事業期間は。

佐藤委員 そうすると、18年度の予算だけではできないでしょう。

大西会長 それは単年度です。第1次計画期間の予算は、さっき8億と言ったですか……。

佐藤委員 それを期間をどこまで使っていくのかということを知りたいのです。

三番瀬再生推進室 第1次事業計画期間は、平成18年度から22年という5か年を目標として考えております。その事業費については、継続的な事業については、といたしますのは、後ほど説明しますが、18年度予算に乗っているような事業で次の展開が見込まれているようなものについては、ある程度、額の確定といたしますが、およその見込みがつけられるもので、そのオーダーが7、8億円程度ということでございます。新規で取り組むよう

な事業は、いろいろ事業内容、事業の規模等をこれから検討していくので不明確なところがあるということでございます。ちなみに 18 年度予算は、5 か年の中の初年度の事業費で確保されている予算でございます。ちなみに、一つ一つあれですが、護岸の事業費については、先ほど言った 7、8 億程度という中には含まれておりません。

大西会長　それではここでの委員のやり取りはこのくらいにしまして、後でどういうふうに進めるかは提案させていただきます。

会場の方から意見を聞きますが、その間に、委員の方には考えておいてほしいのですが、パブコメについて、前回、ここでかなり固めて答申してからパブコメをしてもなかなか我々の議論に反映されないのではないかと、けがの功名だけれども、一度時間がうまくいかずにパブコメと並行してやって、パブコメの意見もここで紹介されたり事前に伝わってここでの議論に反映されたことがあって、むしろそのほうがいいのではないかという意見がここで出たと思います。今回について、いつ最終的に答申できるのかちょっとまだ見通せませんが、一つのやり方としては、今のこの段階でパブコメをして県民の方の意見を聞く、それを踏まえてここでの議論に活かすものは生かしていくというやり方と、それから、答申してから県のほうでパブコメしてもらうというやり方。もう 1 回ぐらいここで議論して、それからパブコメするということですが、しかし中途半端な格好ではこれは直せないですよ。だから、結局、案は二つで、一応これは諮問案が出ましたので今の段階でいくのか、答申してからパブコメするか、これはどっちがいいかちょっと考えておいていただきたいと思います。

それでは、会場の方からもしご意見があれば、挙手をお願いします。

いろいろな方が会場に見えているわけですし、今まで余り発言いただけない方でも、どうぞ遠慮なく発言いただきたいと思いますが。

例えば、きょう初めて参加されて、何か意見を言いたいという方がいらっしゃったら、……いないですかね。

漁業関係者の方で、意見があるという方がいらっしゃったら。

県議会議員の方でお見えで意見があるという方がいらっしゃったら、お願いします。

市議の関係の方でご意見があるという方。

産業界の方。

それから、いつもお見えの方ももちろんいらっしゃいます。

オープンにしますので、どなたでも結構です。

発言者 A　江戸川区から来た A と申します。

素案の 40 ページ、「ラムサール条約の登録促進」という項目があります。事業内容として 5 か年の目標になっております。問題はこの 5 か年の目標ですが、実はご承知のようにラムサール条約の締結国会議というのが 3 年おきにありまして、今回は 2008 年に韓国で行われるのですが、その機会ごとに新たな登録が進められるのです。そういう点で、5 か年にこだわらないで、差し当たり 2008 年を目標にしての事業もあり得るということを含めて検討をお願いいたします。

発言者 B　B と申します。

先ほどもちょっと出ていましたが、第二湾岸については何かここで言うとタブー視されるような感じがしているのですが、特別委員会でも第二湾岸については検討されておしま

すので、ぜひここでも取り上げていただきたいと思います。

発言者C 浦安から来ましたCです。

きょう初めて参加して、この事業計画を見せていただいて、詳しく書いてあって、全部は読めなかったのですが、ふと感じたことで、多分サブワーキングの中でも議論が出てくると思いますが、資料 No2 - 2 で三番瀬の再生と最終目標が書いてありますが、第1次事業計画と再生計画の素案の中で、その大まかなスケジュールと各項目のリンクが私が見たところ並行に書いてあって、リンクされるところも多々あるのではないかと思ったので、その辺を少し話をさせていただければいいのかなと思ったこと。

あと、優先順位として研究事業というのが書いてあったのですが、予算的になかなか少ないと思いますので、もう少し重点的にウエートを置いて、何をやれば次のところに反映させるのかというのを考えていったほうがいいのではないかと思ったこと。

もう一つは、スケジュールの中で、今年はこれを達成しようとか、5年のうちに最終的に結果をもって次の中期に反映させようという、マイルストーン的なことをもうちょっと考えていただいたほうがいいのではないかと思いました。

大西会長 ありがとうございます。会場からの意見は以上とさせていただきます。

今の事業計画の諮問について、きょうのまとめをしたいと思います。

議論を継続するわけですが、さっき申し上げたように、効果的に議論するためにグループに分けてやろうと。ただ、ここで案までつくってしまうと全体に反映されないので、あくまでそこは問題の整理、どの辺に問題があるかという整理をして、その整理をこの場で議論するというにさせていただきますと思います。したがって、グループの議論は公開にはできないと思います、準備が非常に大変なので。グループの議論で出てきた問題点はここで1回整理して出していただいて、議論はここでやるというふうにさせていただきますと思います。

グループのつくり方ですが、先ほど吉田さんからの提案もありまして、12節それぞれでやるというのもあるのですが、もう少し集約したほうがわかりやすいのではないかとということで、一つの案が、第1節、第2節、第4節が1グループ、第3節は数が多いので一つ、第5節、第6節が三つ目、第7節、第8節、第9節で四つ目、「第11節 広報」は数が多いので独立させて、それから第10節と第12節でもう一つ。あるいは、第10節と第11節と第12節は一緒にしてもいいかもしれないですが。

というような感じで五つか六つぐらいに分けて、私の考えでは、どこに加わりたいかというのを皆さんにアンケートさせていただいて、優先順位をつけていただきたいと思います。一番入りたいところ、2番目、二つぐらいは入れるようにしたいと思います。取りまとめの方は重複しないように、一つのグループで1人ずつ決めさせていただいて、取りまとめになってもいいよということの意思表示をしていただきたいと思います。

そのグループがどういう人かというのはもちろんオープンにしますので、連絡を取っていただいて、いろいろなやり方があると思いますが、ちょっと疑問があれば県の方にそこを質問するということもできると思いますが、一定の期間の中でまとめをしていただく。最低限まとめは、ここにこういう問題がある、ここはこれでいいんじゃないかという整理であります。こういうふうに直したほうがいいというのはここで議論して決めたいと思いますので、そういう提案を書いていただくのはいいですが、それはもちろん絶対ではない

ということになります。問題の所在を効果的に知りたいというのが狙いであります。

そういうことで、今ではなく、後ほど、どういう節の分類にして募集しますということをやりたいと思います。

そういうことでよろしいでしょうか。何か進め方で異議があればお伺いしたいと思いません。

(「なし」の声あり)

大西会長 では、今言ったとおりにさせていただきます。

期限は、今からすぐやりますので、一月くらい間に片をつけていただくという意味で、4月ぎりぎりくらいにさせていただいてと思っています。

それから、さっき後藤さんから提案がありました。自分がグループに入らないところは何も言えないのかということもありますので、そこについてはメモを出していただいて結構です。それはそのグループの人に回して、議論に生かしていただきます。そこについても、後で皆さんにわかるようにお知らせしたいと思います。

それからもう一つ、パブリックコメント。これは私の進め方で県のほうと考えが合っていますか。違いますか。

総合企画部参事 パブリックコメントの時期については、前々回でしたか、再生会議でちょっとお話をさせていただきましたが、現時点で何日からという具体的なことまで申し上げられませんが、先ほど大西会長がおっしゃられた二つのやり方がある。そのうちの現段階の案でパブコメを実施し、それで県民の皆さんの意見を取りまとめ、それをこの場においてその内容も含めてご議論いただくという方向で進めようと、いま考えております。

大西会長 ということですが、いかがでしょうか。

倉阪委員 タイミングとしてはそれでいいかと思いますが、やはり資料 No2 - 2 と No2 - 3 が一緒にあったほうがわかりやすいと思います。これは後で事業計画の資料にするかどうかは議論するとして、パブコメにあたって今回の資料 No2 - 1 と No2 - 2 と No2 - 3 を一緒に見ていただいて意見を出していただくというくらいの工夫はしたほうがいいかと思いません。

大西会長 それは可能だと思います。

では、パブコメについてはこの案でいくということで、時期については事務局にお任せすることになりますが、それを、今回は間に合うかどうかわかりませんが、次回以降、ここでの議論に活かせるようにするというようにさせていただきます。

竹川委員 先ほどの12節に入っていないのですが、「課題」の第2項に「他の公共事業との調整問題」というのがありますが、これは一つの結論を出すということよりも、現在の進行の状況であるとか、どういうふうな問題点が想定されるのかという形での勉強みたいなものをやったらどうだろうかと。

大西会長 今の点について、枠組みに関係したり、事業計画の第1章に関係するところでもあると思いますので、それとこっちの再生計画案の課題に書いてあるようなこと、こういうのをどういうふうに扱うのか。基本計画案にも入っていないし、ここにも入っていないということで、切れてしまうので、それについては全体会議で継続して議論したいと思いません。

それでは、ちょっと急がして恐縮でしたが、事業計画については以上のようなことで継続して効果的な議論を進めていきたいと思いません。

(3) 報告事項について

・新浜湖における微細気泡実験結果

大西会長 次に、報告事項が幾つかあります。

きょうは、さっきご紹介しましたが、磯部先生が調査を終えて来ていただいていますので、その話題から最初にしたいと思います。前の円卓会議のときに活躍された磯部先生で、今回、ここでもご紹介しましたが、新浜湖における微細気泡実験をされたということで、お願いいたします。

磯部教授 ご紹介いただきました磯部でございます。

(以下スライド)

微細気泡(マイクロバブル)というものですが、この再生会議で実験をやってもよろしいと承諾をいただいて、去年の夏に実験をやりましたので、その結果、今までのところをご紹介したいと思います。

きょうは、私と、名前を3人書いてありますが、田中君というのが大学院の博士課程の学生で、2人で参りました。実験そのものは、彼が非常によく頑張ってくれてやったということです。

微細気泡ですが、こんな装置で、ここから水をピューッと出すと、空気が通るチューブも一緒についていまして、そこから空気が自動的に吸われて、水と空気と混ざったものがここからピューッと出ていくというような装置です。そのときに空気の混ざり方が、10 μ とか、「ミクロン」という単位の非常に小さな泡ができ、こんなふうに真っ白な水が出ていきます。これが新浜湖に出た状態です。

こういうものを使って貧酸素化した水に酸素を供給してやろうということで実験をやりますので、貧酸素化したところがいいということで、たまたま幸か不幸か、まさに幸か不幸かなのですが、新浜湖の奥に深いところがありまして、ここは毎年夏になると貧酸素化するということで、私たちの実験フィールドとして最適なので、ここを使わせていただいたということでもあります。ここで実験をやりました。

実験は、こんなふうに台船を組んで、ここに今の装置を置きました。

8月、9月でやりましたが、空気を入れる実験と、より効率的にするために純粋な酸素を送るという、この2種類の実験をやりました。

この結果ですが、これは、縦に溶存酸素がどうなったかということをお示ししています。夏なので、最初の状態では、表層近くは溶存酸素が4 mg/L で、一応底生生物が生きていくためには何とかあるというレベルなのだけれども、底に近くなってくると溶存酸素が減ってきて0.5 mg/L 程度しかないという状態で、今の微細気泡の装置で空気を入れますと、だんだん溶存酸素濃度が増えてきて、最終的には、9月8日の6時~15時の変化ですが、

底面近くでも 4 mg/L という底生生物が生きていけるぐらいまで回復しました。こういう結果が得られました。

次は、酸素を入れてやったケースで、これも最初は貧酸素化していたものが、次第に酸素が供給されて 4 mg/L 程度に行った。ただし、これを止めてしまうと、また溶存酸素濃度が減ってしまったという結果をあらわしています。

これが、直接的に水の溶存酸素が増えましたということが確認された結果です。

それと同時に、貧酸素化するときの大事なファクターは、水が夏になって成層化して底層近くの水が動かなくなる、混ざらなくなると、底泥が酸素を消費して、それで貧酸素化が起こるとということが大事なことです。底泥がどのくらい酸素を消費するのかというのが大きなファクターになります。これについても、微細気泡を作用させることによって、底泥の酸素の消費量（「酸素要求量」と言っています）が減りましたというのをあらわして、右の軸はどれだけ酸素を送ったかという量で、縦軸は、どれだけ酸素消費速度が遅くなってきたかということ、酸素を与えれば与えるほど酸素を消費するのが減ってきましたということで、底泥も改善されてきたということをあらわしています。これが私たちの実験です。

私たちの今の実験は非常に小規模な実験で、新浜湖全体を改良するとかそういうことではありません。新浜湖全体のことを考えるとどんなことが起こっているのかということの一つだけご紹介いたします。

これは水質の観測結果で、新浜湖の断面をあらわしています。こちら側が千鳥水門があるほうで、これが新浜湖の奥のほうです。横に切りますと、ここに、「深み」と言っていますが、深みに行くためには、一度浅くなっているところがあって、そこからもう1回深くなるという状況になっています。

こういう状況で、今、上げ潮で、千鳥水門から水が入ってきているという状態ですが、ここから塩分濃度の薄い水がこう入ってきます。そうしたときに、水は、表層の水は入りますが、底層の水が外へ出て行くという現象が見えてくるわけです。ところが、ここに高いところがあるものですから、この深みの水はここから出てこないという状況が起きてきます。こういう状況になりますと、この水はなかなか入れ替わらなくて、それで、底泥で酸素が消費されるとここが貧酸素水塊になるということで、このDO（溶存酸素）濃度が低くなっていますし、ここには塩分濃度の高い水が残っているという状況が見えてくるわけです。

最終的に、新浜湖全体ということ考えたときに、先ほど事業計画でもありましたが、それと同じような方向のことが言えるわけです。ここ全体の海水交換を高めてやろうということで提案されているのは、千鳥水門であるとか、ここは今すぐは難しいのだけれども、暗渠水門から水をたくさん入れて海水交換を高めてやろうとか、あるいは、ここに窪地があるので、この問題としては貧酸素化するわけですから、その窪地を埋めて

やろうとか、あるいは、ここに高いところがあるのでこの水が出て行かないということがありますから、ここに水路のようなものを掘ってやって、ここに溜まった貧酸素水塊（海水が多くて塩分濃度が高い重い水）がここを伝わって出ていくように工夫をしてやるとか、そういうのを含めてこれから考えていったらいいのではないかと。事業計画で出ている方針と同じような方針が出ています。

一つだけ気をつけなければいけないのは、事業をするときに、暗渠水門とか千鳥水門から軽い水が上のほうに薄く被るような格好になってしまうと成層化を高めることになってしまいますので、それにはならないようにということは注意しながら事業を進めていったらいいのではないかとということがわかってきたということです。

以上でございます。

大西会長 ありがとうございました。

質問もあろうかと思いますが、きょうは時間がないので、メール等で直接お問い合わせいただければ、先生か、あるいは大学院の学生さんが答えてくれるのではないかと思います。

- ・平成18年度三番瀬再生事業関連予算について
- ・三番瀬評価委員会について
- ・三番瀬環境学習施設等検討委員会について
- ・三番瀬ライブカメラの設置について

大西会長 あと四つ残っていますが、予定に関する事を先にやりたいと思います。

今後の再生会議の進め方については、皆さんにも既に通知して、5、7、9、11月まで決めたわけですが、5月と7月について、5月については私の事情で、7月は議会の重要な会議と重なり予定していた日にできないということで、皆さんから既にいただいているものを踏まえて、5月は25日（木曜日）に開催したいと思います。7月は、ちょっと早めて、14日（金曜日）に開催したいと思います。これも回答での欠席率は当初予定した日と同じでありまして、また欠席予定者は異なっているということなので、こういうふうにさせていただきたい。今回は5月25日（木曜日）でお願いします。

それでは、残りについてまとめて県のほうで説明していただけますか。

三番瀬再生推進室 はじめに、18年度三番瀬再生事業関連予算について説明申し上げます。

「次第」の資料の8ページ、9ページ、資料No3-1でございます。

平成18年度当初予算における三番瀬再生事業関連予算については、前回の再生会議において予算案として個別に説明してございますが、本日、中身については予算案どおり認められておりますので、前回の内容と同様ですので、個別の説明は省略させていただきます。9ページ、合計額は3億4,085万9,000円となっております。

以上でございます。

三番瀬再生推進室 続きまして、三番瀬評価委員会の運営要領（案）について説明いたします。10ページ、資料No3-2でございます。

こちらの運営要領案については、4月27日の第4回再生会議で説明いたしました。そこでの議論を踏まえて修正した点を中心に説明いたします。

委員の関係ですが、第2条、「別表に掲げる分野の専門的知識を有する者」ということですが、ここでは、以前、4月27日時点では「学識経験者」という表現でしたが、「専門的知識を有する者」と修正しております。

同じく第2条ですが、2行目、「委員等により構成し、知事が委嘱する」。

それから、座長に関してですが、第3条の1項ですが、「副座長2名以内を置く」。これは11ページにも構成分野を書きましたが、非常に多岐な分野にわたるということで、座長を補佐する方が1名よりは2名いたほうがよろしいのではないかということから、「2名以内を置く」という案にさせていただいております。

そして第3条2項、「座長は、委員の中から知事が指名する。」ということ、これは以前は「再生会議会長が指名する」という内容でしたが、「知事が指名する」という内容に修正しております。

第3条3項、4項は、副座長に係る条文でございます。

もう1点、会議の関係の第4条6項ですが、これは事務局の考えで追加させていただいたものですが、非常に分野が多岐にわたるのではないかとということもあり、第4条6項で「評価委員会内に、必要に応じて、テーマを限定した検討を行う小委員会を設置することができる」という1項を加えました。

なお、現在、委員候補者の選定を終わり、候補者に就任への了承をいただく作業を進めているところでございます。今後、委員等が決まりましたら報告するとともに、できるだけ早い時期、年度明けの早い時期に第1回委員会を開催したいと思っております。

再生会議の中で運営要領案についての意見をちょうだいして、最終的に確定したいと思っているものでございます。

以上でございます。

環境政策課　続きまして、12ページ、資料No3-3をご覧ください。

三番瀬における環境学習について検討する三番瀬環境学習施設等検討委員会、この第1回を、3月30日、あさつてになります。18時から開催いたします。場所は、この場所、プラザ WAVE101、4階の多目的大ホールで行います。公開で開催しますので、傍聴の方も先着150名の方まで可能でございます。

議題としては、(1)から(6)まで掲げておりますが、ご覧のとおりでございます。

次の14ページに設置要綱(案)をつけてございます。

主なところを説明いたしますと、目的としては、三番瀬における環境学習・教育について、円卓会議から提案された「三番瀬再生計画案」をもとに、県の事業計画の策定、事業実施にあたって、具体的な助言を得ることを目的としてございます。

検討事項としては、4点掲げております。三番瀬を活用した環境学習プログラム、人材育成・確保、施設について、その他三番瀬を活用した環境学習についてということでございます。

委員の構成、定員については、裏の15ページになります。別表一、三番瀬再生会議委員、地元住民、博物館職員・教員、漁業関係者、行政という構成で、定員15人以内で考えてございます。

下の別表二、オブザーバーとして、地元の4市のオブザーバーで構成してございます。

16ページに、その具体的な委員の候補の案をつけてございます。先ほどの別表一で定

員 15 人以内としています。漁業関係者は今回まだ参加が難しいということで、漁業関係者を除いたご覧の 14 名で立ち上げたいと考えてございます。

14 ページに戻っていただきまして、要綱（案）としては、第 5 条で委員長、副委員長の規定を設けてございます。第 6 条が会議の進め方の規定、第 7 条が事務局、第 8 条で議事の公開という形で考えてございます。

以上でございます。

三番瀬再生推進室　続きまして、17 ページ、資料 No3 - 4、三番瀬ライブカメラの設置についてですが、県民の皆さん等の三番瀬への関心・理解を深めるために、インターネットにより誰もがリアルタイムで三番瀬の海や干潟、水鳥等を見ることができるよう、船橋市の協力をいただきまして、ふなばし三番瀬海浜公園にライブカメラを設置いたしました。3 月 7 日からインターネットで映像を配信しておりまして、千葉県ホームページの中の三番瀬のホームページ、ここに書いてあるアドレスからご覧いただけます。カメラについては、上下左右、ズーム等の操作が可能ですので、ぜひご利用いただきたいと思います。

以上です。

大西会長　ありがとうございます。

今、報告が幾つかありましたが、そのうち評価委員会、環境学習施設等検討委員会の運営要領あるいは設置要綱に関わることは重要な問題ということでここで紹介して、我々も意見を言えることになってはいますが、ベースのそれぞれの案については既に議論して了承しているところですが、幾つか変更されているということで、もしその点についてご意見があれば伺いたいと思います。

評価委員会については、変わっているところは、一つは「専門的知識を有する者」ということで幅広くしたということですね。ただ、評価委員会ですから一定の専門的知識は要るということで、こういう表現にしています。

それから、分野が多岐にわたるということで、副座長 2 名を置ける。「2 名以内を置く」という表現になっています。

それから、テーマを限定した検討を行う小委員会を必要に応じて設置することができる。これも実際には必要なことかなと思いますが。

ということで、これは修正されているということです。

何かこれについてございますか。

時間が過ぎているので、それぞれ短くお願いします。

川口委員　第 4 回のときの主な意見の中に、再生会議の委員が評価委員会の中にオブザーバーとして参加しやすいように配慮されたいという議事録が残っていますが、その点はどのような取り扱いになっていますか。

三番瀬再生推進室　こちらの運営要領（案）ですと、「会議」の第 4 条 2 項「座長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる」といったような条文を入れまして、もちろん会議は公開ですので、評価委員会に傍聴者として参加いただくことも可能ですので、できるだけ議論をお聞きいただけたらと思っております。

大西会長　第 4 条 2 項、4 項あたりに反映されているということです。

佐野委員　第 4 条 4 項に「会議参加者の意見や」と書いてあるので、多分、傍聴ができるのだろうと思いましたが、それでいいわけですね。

三番瀬再生推進室 はい、結構でございます。

大西会長 公開でこういう格好でやるということですね、想定しているのは。

川口委員 ということは、必要がないと再生会議のような意見を言えないわけですか。オブザーバーは置かないのですか。

三番瀬再生推進室 今のところの内容では、オブザーバーを置く考えはございません。

大西会長 再生会議には必ず評価委員会の結論なり議論の経過は報告されるので、ここで意見を言うことはできるわけです。評価委員会そのものはこういう格好になっている。そうしないと、これそのものが実質的に評価委員会になってしまうので、そこは少し区別しようということでありませう。

後藤委員 さっき、お答えでは「公開」とあったのですが、それはどこかに明記されているのですか。

大西会長 公開ですよ、この種の会議は全部。

後藤委員 確認できればいいです。

大西会長 公開ですよ。

三番瀬再生推進室 公開です。

竹川委員 「設置要綱第7条の規定に基づき」というのは、機能とか再生会議の下部組織であるとかいうことで、その点での変更はないのですか。

三番瀬再生推進室 こちらの「7条」は、再生会議の設置要綱の7条ということで、再生会議の指示に基づいて自然環境への影響の評価等、評価委員会の役割が記載されているものです。設置要綱自身は、もう既に平成16年12月に確定しておりますので、もちろんこれは変更ございません。

竹川委員 もう1点、12名の委員の中で、評価委員会の場合は全部ここに氏名が出ておりますが、今までの円卓会議、再生会議、小委員会、そういうところで今までの経緯をずっと知っていらっしゃる方が、この12名の中で何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

大西会長 委員は委嘱したのですか。

三番瀬再生推進室 今、委員の方々に承諾いただく作業をしている最中でございます。まだ、すべて承諾をいただいております。

大西会長 見通しとしてはどんな感じですか。半分ぐらいは再生会議なり円卓会議のメンバーだったということですか。

三番瀬再生推進室 半分ぐらいはこちらの会議の委員の方でございます。

大西会長 なかなか忙しい方もいて、委員になっていただくのは大変だということで、半分ぐらいということですが、そういう意味では一定の継続性があると。

今のところで、公開するということがあったら、「公開」と普通は書いてあるので、公開するのだったらそれを入れてください。

それから、環境学習施設等検討委員会設置要綱、ここでは変わったところは、別表一の4番に「漁業関係者」を入れたということで、これについてはまだ引き受けていただいていない、このことと同じような事情が背景にあるということですが、努力するということが、ここは変わっている。ほかについては、前に確認したのと同じですね。

環境政策課 はい、同じでございます。

大西会長 では、今の点についてご了解いただきたいと思います。

ほかは、もう了解しているんだろうね、既に。

後藤委員 事業計画の中の第8節、34ページには、「(3)環境学習のための施設のあり方や場の提供」と「場」というのが入っているのですが、こっこの要綱では、僕もうっかりしていたのですが、三は「施設について」だけで、「場」という言葉が入っていないので、その辺だけ伺いたい。

環境政策課 確かに事業計画と要綱と整合性がとれていない部分がございますので、大きく施設についてということで場の提供も含めて考えているわけですが、その整合性はまた検討させていただきたいと思います。

大西会長 では、場違いにならないように、「場」を入れるということで。

佐野委員 私は、独自に資料をきょうは持ってきました。この検討委員会について議論されたのは1年以上前の第2回再生会議だったのですが、そのときの資料Aと、そのときにこの再生会議がどんな議論をしたのかというのをホームページから取ったのをBということで出させていただきました。

時間がないので簡単に言いたいと思いますが、この中で県として汲み取っていただいた部分があってありがたいと思っているのですが、例えば20名ぐらいになってもいいんじゃないかという意見もありました。それから、教育現場からということで、これは取り入れられてはいるのですが、選択の範囲が高等学校は入れていただけなかったやに聞いております。それから、既に三番瀬についてはものすごくいろいろな形で環境学習、環境教育が行われているわけです。そういう意味での経験者といえますか、実際にフィールドに出てやっていらっしゃる方がたくさんいらっしゃって、そういう方たちの今までやった経験であるとか、知識であるとか、そういったものは上手に吸い上げる必要が今後あるかと思うのですね。そういう意味で、15名でスタートするにしても、そこら辺の吸い上げを上手にさせていただかなければいけないのではないかと思う点がありまして、そこを今後どんなふう考えられているのか伺っておきたいと思います。

そういう意味では、14名でスタートしていただいて、今後、プラス・アルファという形で、例えば公募のような形でそういった部分を補っていくお考えがないかどうか、そこら辺もあわせて聞かせていただければと思います。

環境政策課 確かに第2回再生会議のときに20名という話も承っているわけですが、また一方で、機動的な運営という要請もございましたので、その辺については、いま委員がおっしゃられますように、いろいろな経験を持っている方、ここの先生、そういう方の知識、経験については、委員会の中でそういう方を呼びまして意見を聞くような運営もしていきたいと考えております。

大西会長 委員会が決めることだと思いますけれども、事務局としてはそういうつもりがあると。

大野委員 資料No3-4のホームページは「sanbanze」。先ほどの議論の中で「せ」と言う人もいます。「se」か「ze」か、これは私はちょっと気になっていたのですが、きちっと統一する必要があるのかないのか。いかがなものでしょうか。

大西会長 「さんばんぜ」と言ってきたんじゃないですか。大野さん、どっちが正しいんですか。

大野委員 地元住民は「ぜ」と言ってますけど。

大西会長 多分、それに倣って「ぜ」という言い方をしてきたように思いますけどね。

大野委員 きょうの発音の中で、「せ」と言っている人が大勢いましたね。

大西会長 今、言語の統一までできないかもしれない。私も「ぜ」だと習って、ここでそういうふうに使っていましたが。また別な機会に少しうんちくを傾けてほしいと思います。

大野委員 うんちくではなくて、外人に聞かせるときとか、文章を出すとき、きちっと統一しておかなければならないんじゃないですか。

大西会長 県は「ぜ」を使っているんですよね、文章等で。

「ぜ」を使っていると思います。ただ、個々の人が使う用語は少しばらつきがあるのかもしれないですが、「ぜ」ということでやっているのではないかと思います。

それでは、時間が超過しましたが、以上です。

その他ありましたら、お願いします。

三番瀬再生推進室 特にございませぬ。

4 . 閉 会

大西会長 それでは、第 11 回の再生会議をこれで終わります。次回は 5 月 25 日です。よろしく願いいたします。

以上